

**小平市子ども・子育て支援事業計画
(素案)**

小平市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1 計画策定の背景・趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画の期間.....	2
4 計画の策定方法.....	3
5 計画の対象.....	3
第2章 小平市の子どもと家庭を取り巻く現状と課題.....	4
1 小平市の状況.....	4
(1) 人口・世帯の状況.....	4
(2) 人口動態の状況.....	6
(3) 就業の状況.....	7
2 保育・子育て支援の状況.....	9
(1) 幼児期の教育・保育施設の状況.....	9
(2) 子育て支援事業の状況.....	13
3 ニーズ調査からみた子育て家庭の現状と課題.....	19
(1) 子育て家庭の家族状況・就労状況.....	19
(2) 子育ての環境.....	21
(3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望.....	23
(4) 保育事業の認知状況・利用状況・利用希望.....	25
(5) 地域子育て支援拠点事業の利用状況と利用希望.....	28
(6) 子どもの病気やケガの際の対応.....	29
(7) 小学校就学後の放課後の過ごし方.....	33
(8) 職場の両立支援制度について.....	34
(9) 「仕事時間」と「家事(育児)の時間」、「プライベートの時間」のバランス.....	35
第3章 計画の基本理念と基本的な視点.....	36
1 基本理念.....	36
2 基本的な視点.....	36
第4章 計画の策定.....	37
1 子ども・子育て支援新制度の概要.....	37
(1) 幼児期の教育・保育サービスの施設や事業の概要.....	37
(2) 子ども・子育て支援新制度利用のための認定区分.....	38
(3) 保育を必要とする事由等.....	38
(4) 地域子ども・子育て支援事業の概要.....	39
(5) その他の子ども・子育てに関する事業の概要.....	40
2 計画の策定(基本事項).....	41

(1) 教育・保育提供区域.....	41
(2) 幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出.....	42
(3) 幼児期の教育・保育にかかる量の見込み・確保方策・実施時期.....	42
(4) 地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み・確保方策・実施時期.....	45
(5) 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容.....	56
3 計画の策定(その他の事項).....	57
(1) 子ども虐待防止対策の充実.....	57
(2) ひとり親家庭の自立支援の推進.....	57
(3) 障がい児施策の充実等.....	58
(4) 仕事と家庭の両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携.....	58
(5) 放課後子ども総合プランに基づく取組み等.....	59
第5章 計画の推進.....	60
1 計画の推進体制.....	60
2 計画の管理.....	60

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景・趣旨

わが国では、急速な少子高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増大、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。

また、核家族化の進行、就労環境の変化など子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識に立ちながらも、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みを構築する必要があります。

このような状況の中で、平成 22 年 1 月に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、「子ども・子育て新システム」の検討がはじまり、平成 24 年 8 月には「子ども・子育て関連 3 法」（以下、「関連 3 法」という。）が制定されました。

関連 3 法に基づき平成 27 年 4 月から開始される「子ども・子育て支援新制度」は、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた施設型給付、新設された地域型保育給付及び児童手当からなる「子ども・子育て支援給付」と市町村の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の 2 つの枠組みから構成されます。

今後は、市町村が地域の保育や子育て支援のニーズを把握し、「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」及び「地域の子ども・子育て支援の充実」に向け、認定こども園、幼稚園及び保育所などの計画的な整備や子育て支援事業の充実に取り組みます。

本市では、「子ども・子育て支援新制度」の施行に円滑に対応するために、子ども・子育て支援事業計画（以下、「計画」という。）を策定します。この計画は、国が策定した子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本指針を踏まえて、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図ります。

子どもが健やかに成長できるような環境を作り、保護者が孤立しないよう支援し、また地域においても子育て家庭を支えられるような子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行います。

2 計画の位置付け

- ① この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。
- ② この計画は、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度と財源を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大と確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。
- ③ この計画は、子どもが健やかに成長する環境の整備や、市民の子育てニーズに対応できる子育て支援サービスの提供について、地域と一体となって取り組むための指針となるものです。
- ④ この計画は、「小平市第三次長期総合計画基本構想」（平成 18 年度～32 年度）、「小平市第三期地域保健福祉計画」（平成 20 年度～29 年度）、「小平アクティブプラン 21」（平成 19 年度～28 年度）などの関連計画と整合性を図り、策定するものです。

3 計画の期間

この計画は、平成 27(2015)年度を初年度とし、平成 31(2019)年度までの 5 年間で計画期間とします。

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	…
	第三次長期総合計画基本構想					→
	小平市子ども・子育て支援事業計画					←→
	小平市第三期地域保健福祉計画		→			
	小平市障がい者福祉計画					→
	小平市教育振興基本計画					→
	小平市特別支援教育総合推進計画 (前期計画)	小平市特別支援教育総合推進計画 (後期計画)				→
	小平アクティブプラン21		→			

4 計画の策定方法

- ① この計画の策定に先立ち、就学前児童の保護者と就学児童(小学1年生～6年生)の保護者の子育ての現状やニーズ、日常生活等の実態を把握し、計画に反映させるため「小平市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」(以下、「ニーズ調査」という。)を実施しました。

■調査概要■

調査方法	郵送配布－郵送回収法			
調査期間	平成25年10月11日(金)～10月31日(木)			
回収状況	調査の種類	配布数	回収数	回収率
	就学前児童	2,000	1,276	63.8%
	就学児童 (小学1年生～6年生)	2,000	1,224	61.2%

- ② この計画は、市内在住の子育て中の保護者、子ども・子育て支援に関わっている団体、学識経験者からなる「小平市子ども・子育て審議会」で審議を重ね、その意見を踏まえて、策定します。

5 計画の対象

本市において、これまで取組みを進めてきた「小平市次世代育成支援行動計画」は、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象に、保健・医療、福祉、教育、労働、まちづくり等の様々な分野から、次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきましたが、この計画は、子ども・子育て支援法に基づき、国の基本指針を踏まえ、就学前児童、就学児童(小学1年生から6年生)及びその保護者(子育て家庭)を中心に策定します。

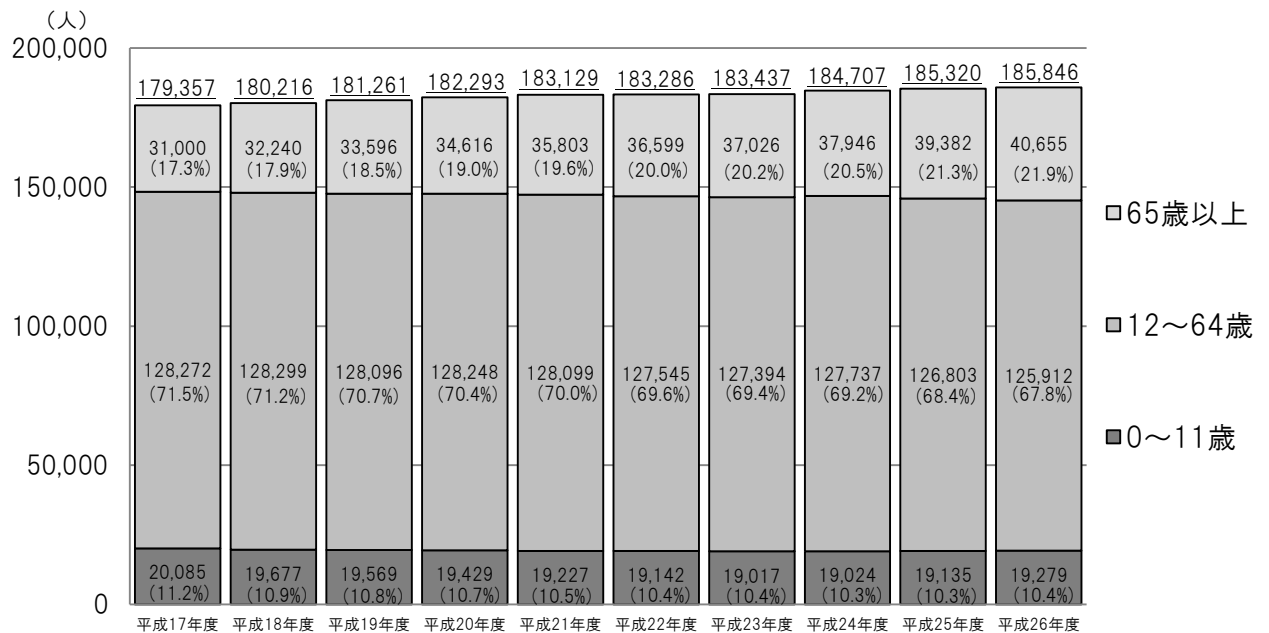
第2章 小平市の子どもと家庭を取り巻く現状と課題

1 小平市の状況

(1) 人口・世帯の状況

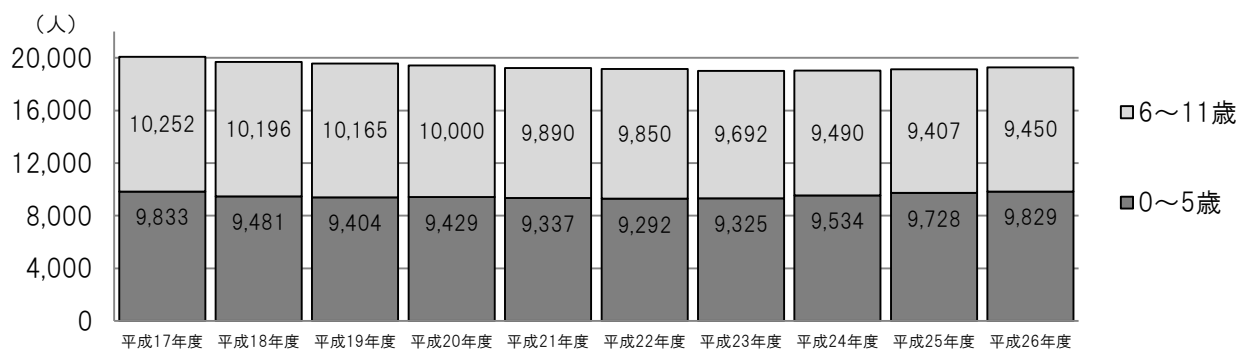
① 人口の推移

小平市の人口は、ゆるやかに増加しています。児童数（0～11歳）は、平成23年度までは減少が続いていましたが、平成24年度以降増加傾向にあります。



資料：住民基本台帳、外国人登録（各年度4月1日現在）
 ※百分率の計算は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを表示。
 四捨五入の影響で、合計が100%にならない場合があります。

② 0～11歳の児童数の推移



資料：住民基本台帳、外国人登録（各年度4月1日現在）

③ 子どもの人口推計

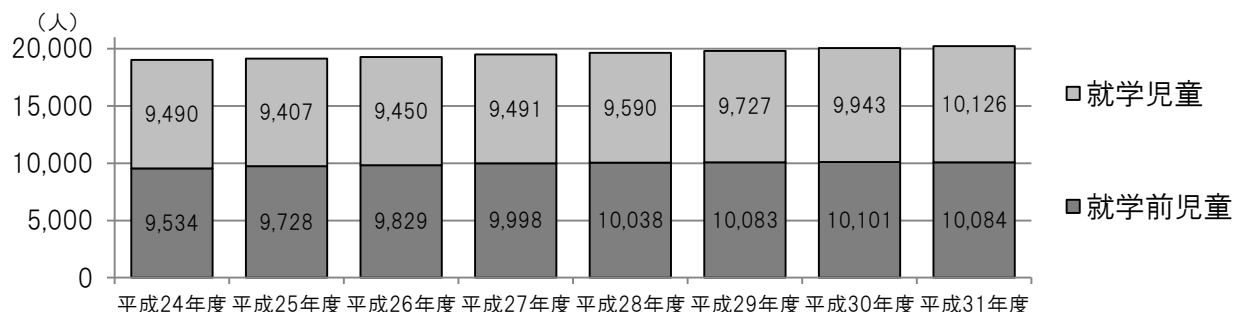
平成 21 年～25 年の各年 4 月 1 日現在の住民基本台帳の人口データを用いて、センサス変化率法¹により将来人口の推計を行いました。0～11 歳までの年齢別人口推計は次の表のとおりです。

これまで総人口、0～11 歳人口ともに増加傾向にあることから、0～11 歳人口は平成 27 年に 19,492 人、平成 31 年に 20,210 人となると推計されます。

■子どもの人口の推計■

年齢	平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
0 歳	1,536	1,620	1,578	1,602	1,603	1,608	1,608	1,604
1 歳	1,607	1,658	1,657	1,665	1,669	1,671	1,675	1,675
2 歳	1,651	1,644	1,654	1,702	1,678	1,682	1,684	1,688
3 歳	1,586	1,667	1,655	1,694	1,725	1,701	1,705	1,707
4 歳	1,558	1,573	1,687	1,663	1,690	1,721	1,696	1,702
5 歳	1,596	1,566	1,598	1,674	1,674	1,700	1,732	1,708
6 歳	1,498	1,572	1,594	1,604	1,696	1,695	1,722	1,754
7 歳	1,558	1,506	1,588	1,583	1,601	1,692	1,692	1,719
8 歳	1,617	1,563	1,515	1,578	1,591	1,609	1,701	1,701
9 歳	1,563	1,610	1,576	1,522	1,586	1,599	1,619	1,710
10 歳	1,582	1,568	1,619	1,578	1,528	1,592	1,607	1,625
11 歳	1,672	1,588	1,558	1,627	1,589	1,538	1,603	1,617
就学前児童 (0～5 歳)	9,534	9,728	9,829	10,000	10,039	10,083	10,100	10,084
就学児童 (6～11 歳)	9,490	9,407	9,450	9,492	9,591	9,725	9,944	10,126
総 計	19,024	19,135	19,279	19,492	19,630	19,808	20,044	20,210

資料：平成 24 年度から 26 年度は実績値
(住民基本台帳、外国人登録 各年度 4 月 1 日現在)



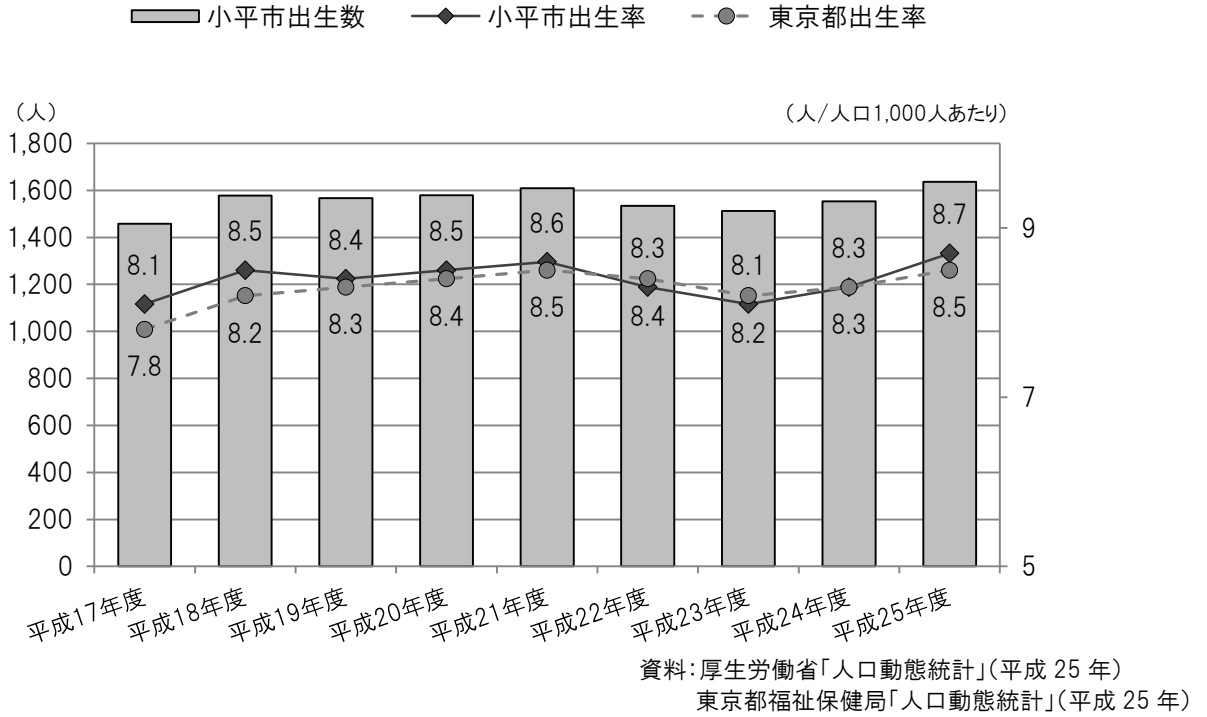
資料：住民基本台帳、外国人登録(各年度 4 月 1 日現在)

¹ センサス変化率法

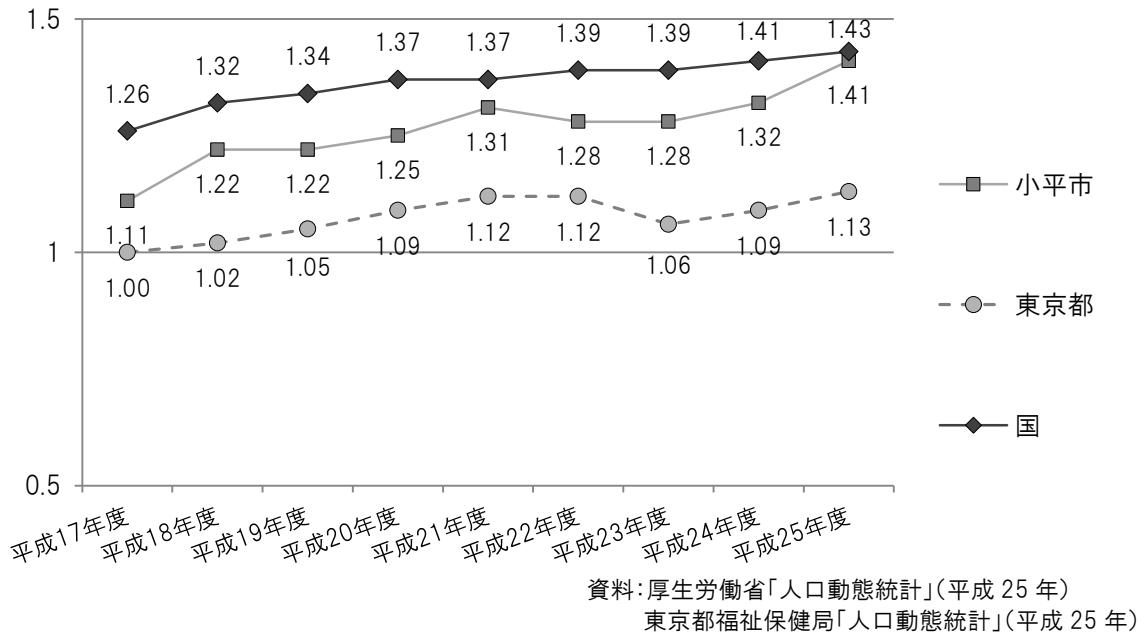
過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

(2) 人口動態の状況

① 出生数・出生率の推移



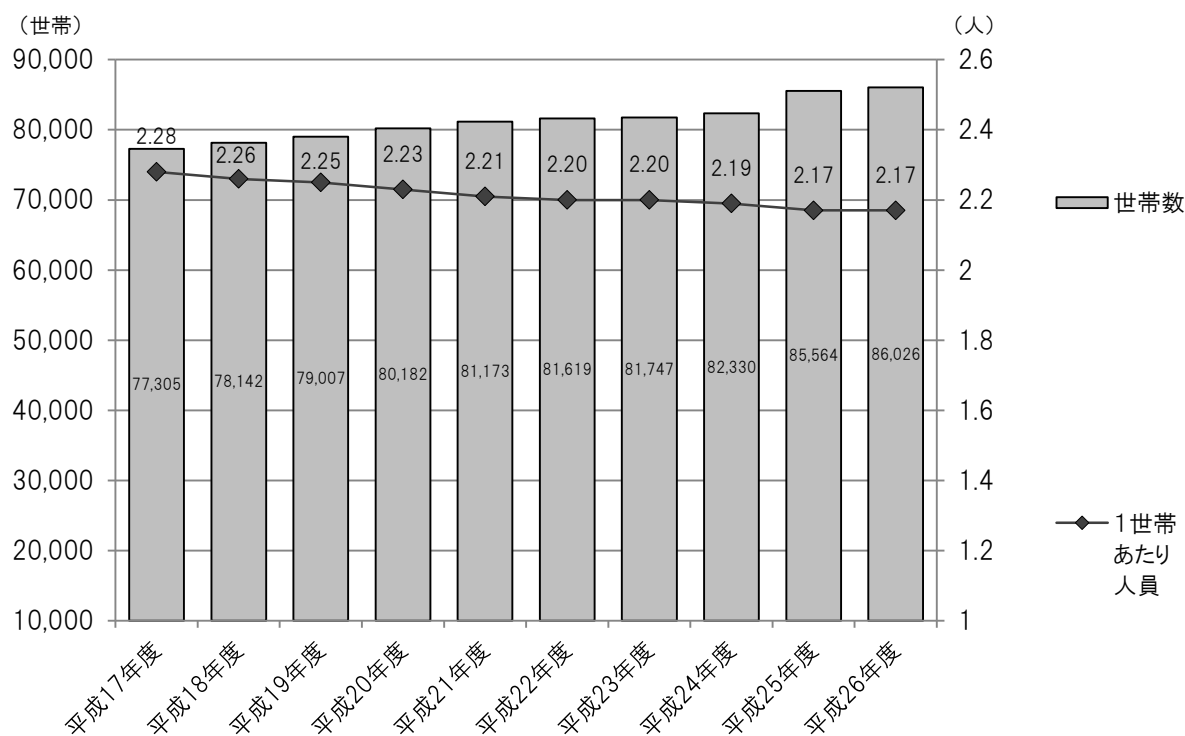
② 合計特殊出生率¹の推移



¹ 合計特殊出生率 その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。仮に女性がこの年の年齢別出生率にしたがって子どもを生んでいった場合、生涯に生む平均の子ども数に相当する。

③ 世帯構成の状況

世帯数は増加していますが、1世帯あたりの人員については減少傾向にあることから、小平市においても核家族化が進んでいるということがわかります。



資料：住民基本台帳、外国人登録(各年度4月1日現在)

(3) 就業の状況

① 就業率の状況

単位：人、%

平成17年	男性			女性		
	15歳以上人口	就業者	就業率	15歳以上人口	就業者	就業率
国	53,085,562	35,735,300	67.3	56,678,857	25,770,673	45.5
東京都	5,442,331	3,463,225	63.6	5,548,788	2,452,308	44.2
小平市	79,026	49,156	62.2	80,101	32,419	40.5

資料：国勢調査(平成17年)

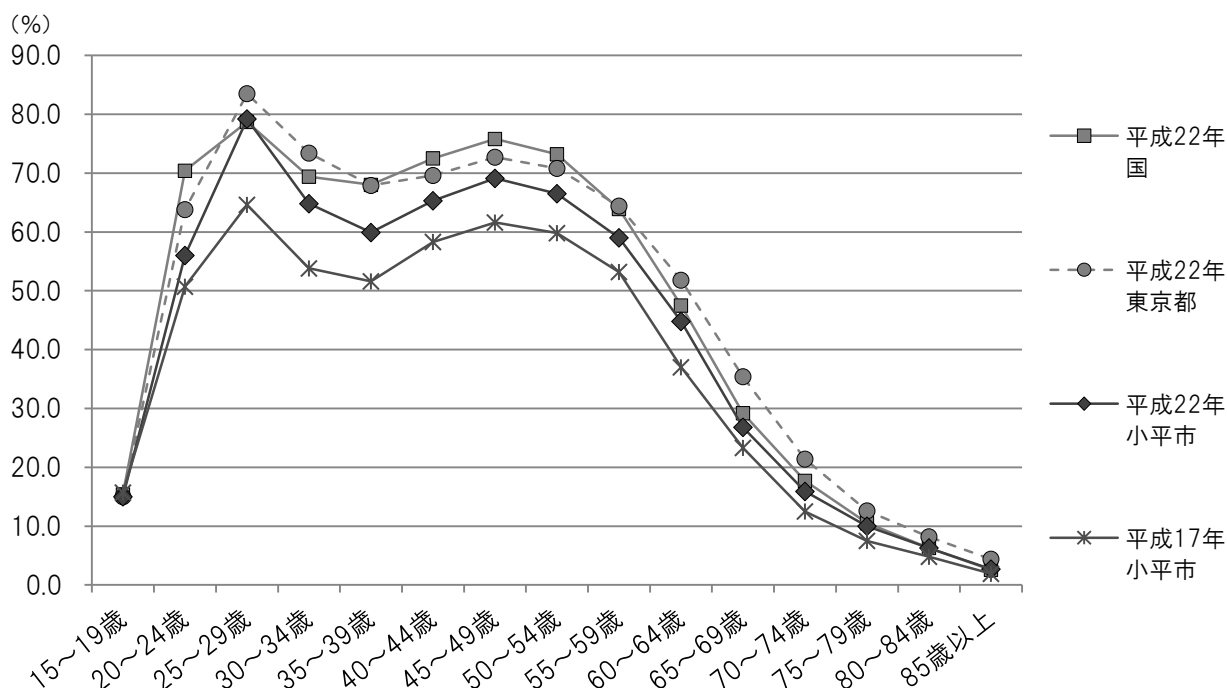
単位：人、%

平成22年	男性			女性		
	15歳以上人口	就業者	就業率	15歳以上人口	就業者	就業率
国	53,154,614	34,089,629	64.1	57,122,871	25,521,682	44.7
東京都	5,652,734	3,460,120	61.2	5,839,722	2,552,416	43.7
小平市	79,697	48,266	60.6	82,029	33,134	40.4

資料：国勢調査(平成22年)

② 女性の年齢別労働力率^{→1}の推移

女性の労働力率は、結婚や出産に当たるおおむね 30 歳代に一旦低下し、子育てが一段落した後に再び就労するという、いわゆるM字カーブを描いています。平成 22 年度の女性の労働力率を見ると、25～29 歳は 70%を超えています。30 歳台になると下降し、40 歳台に再び上昇して 45～49 歳に第 2 のピークを迎えます。小平市は、全国や東京都と比べると低い傾向にあります。



	15～19 歳	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳
H22 国	15.4%	70.4%	78.7%	69.4%	68.0%	72.5%	75.8%	73.2%
H22 東京都	15.0%	63.8%	83.5%	73.4%	67.9%	69.6%	72.7%	70.8%
H22 小平市	15.0%	56.0%	79.2%	64.8%	59.9%	65.3%	69.1%	66.5%
H17 小平市	15.7%	50.7%	64.6%	53.8%	51.6%	58.3%	61.6%	59.8%
	55～59 歳	60～64 歳	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85 歳以上	
H22 国	63.9%	47.5%	29.2%	17.7%	10.5%	6.3%	2.6%	
H22 東京都	64.4%	51.8%	35.4%	21.4%	12.6%	8.2%	4.4%	
H22 小平市	59.0%	44.8%	26.8%	15.9%	10.0%	6.3%	2.7%	
H17 小平市	53.2%	37.0%	23.3%	12.5%	7.5%	4.8%	1.9%	

資料：国勢調査(平成 17 年、平成 22 年)

^{→1} 労働力率

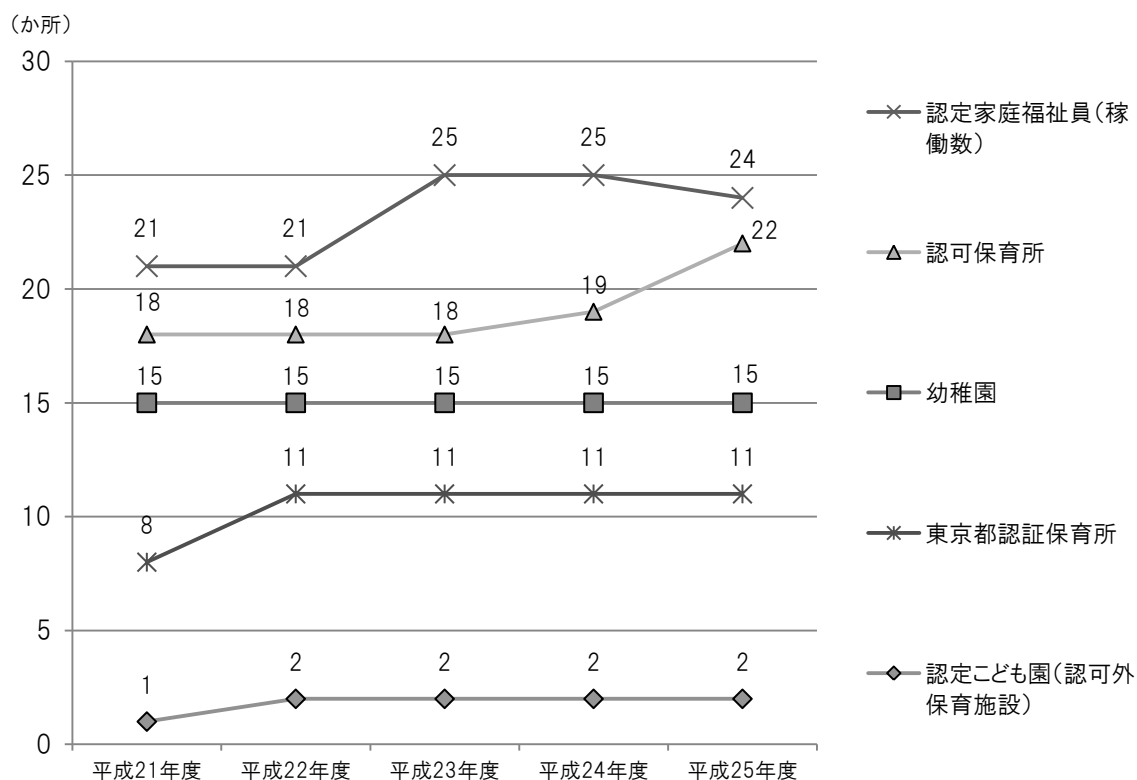
就業者数と完全失業者数（就労を希望している人の数）とを合わせた労働力人口が 15 歳以上の人口に占める割合。

2 保育・子育て支援の状況

(1) 幼児期の教育・保育施設の状況

① 各事業の施設数

認可保育所⁻¹は、平成23年までは18施設でしたが、平成25年4月1日には22施設、同年6月1日にはさらに1施設増えています。



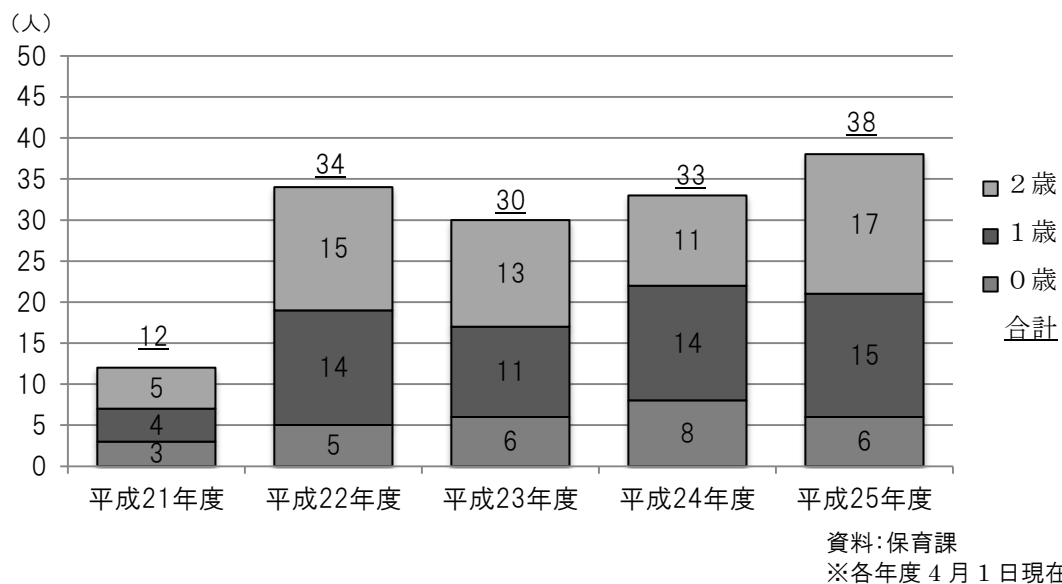
資料: 保育課
※各年度4月1日現在

⁻¹ 認可保育所

国が定める最低基準に適合した施設で、都道府県等の認可を受けたもの。

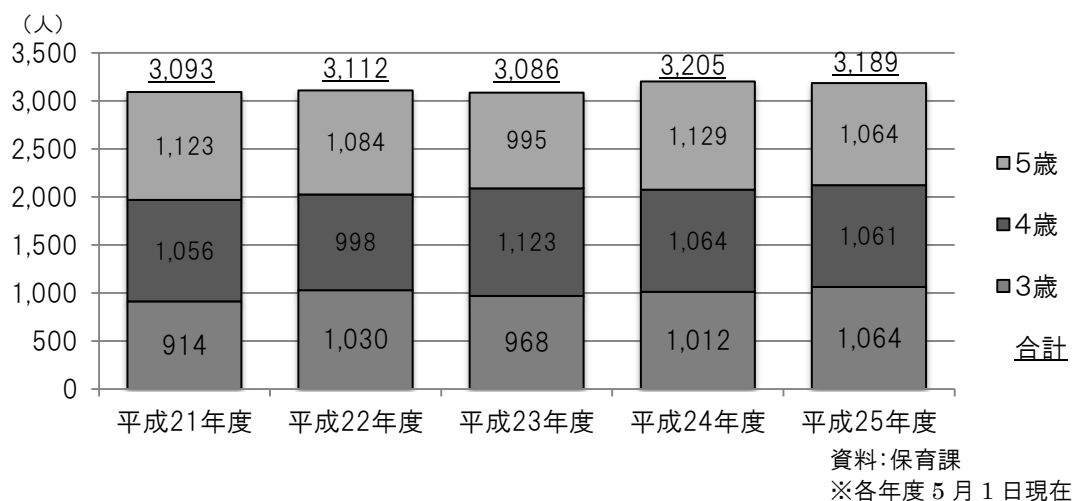
② 認定こども園⁻¹(認可外保育施設)の状況

認定こども園に併設の認可外保育施設は、平成 19 年度に 1 施設（10 人定員）、21 年度に 1 施設（30 人定員）、計 2 施設が開設され、受入れ人数が増えています。



③ 幼稚園の状況

幼稚園は平成 21 年から平成 25 年まで施設数の増減はなく、利用者数も 3,100 人前後で推移しています。

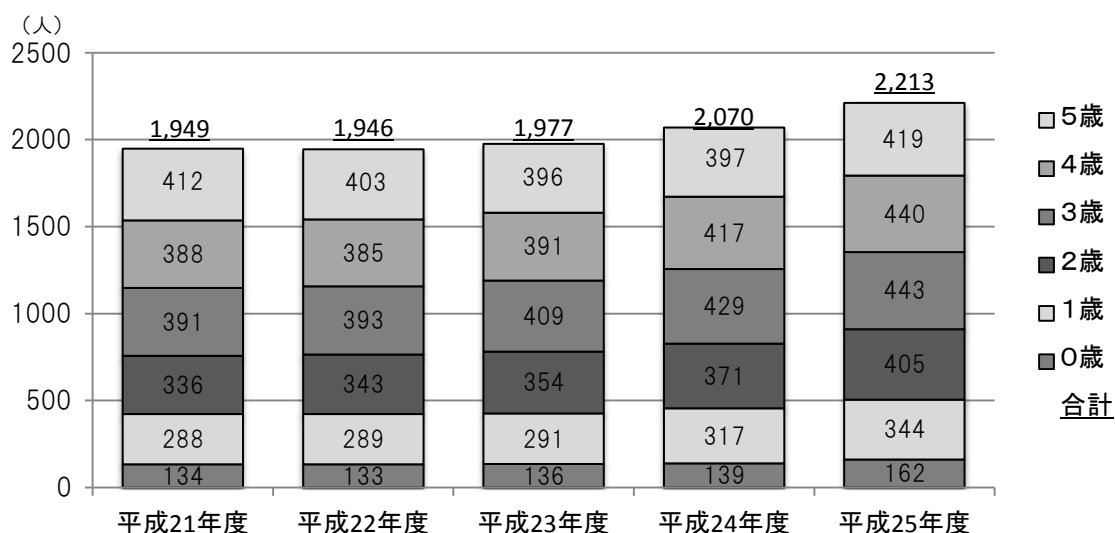


⁻¹ 認定こども園

幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設。

④ 認可保育所の状況

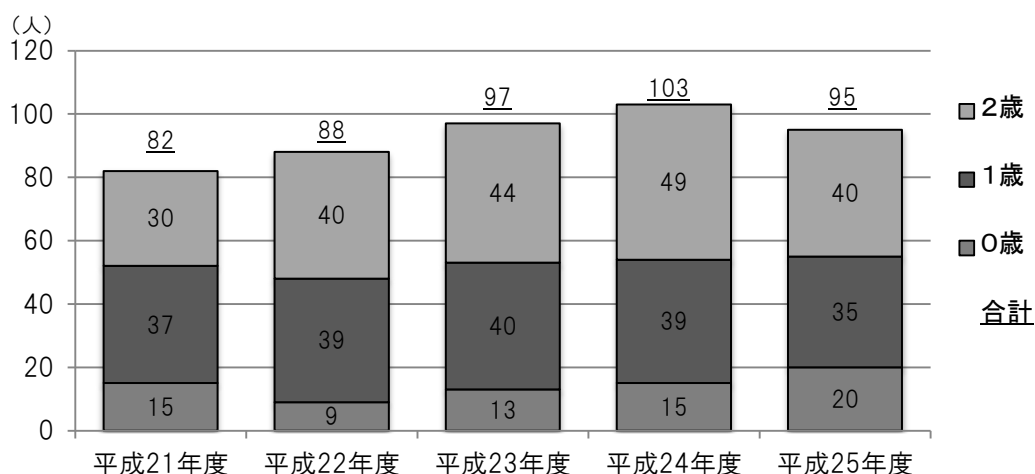
施設数は、平成 23 年度まで 18 施設でしたが、平成 24 年度に 1 施設、平成 25 年 4 月 1 日に 3 施設が新たに開設されました。これにより利用者数も増加しています。



資料: 保育課
 ※各年度 4 月 1 日現在
 ※管外委託を含む。受託を含まない。

⑤ 認定家庭福祉員^{→1}の状況

認定家庭福祉員の退職により、平成 25 年度は施設数が減ったものの、この 5 年間の傾向として、施設数と定員数が増えています。



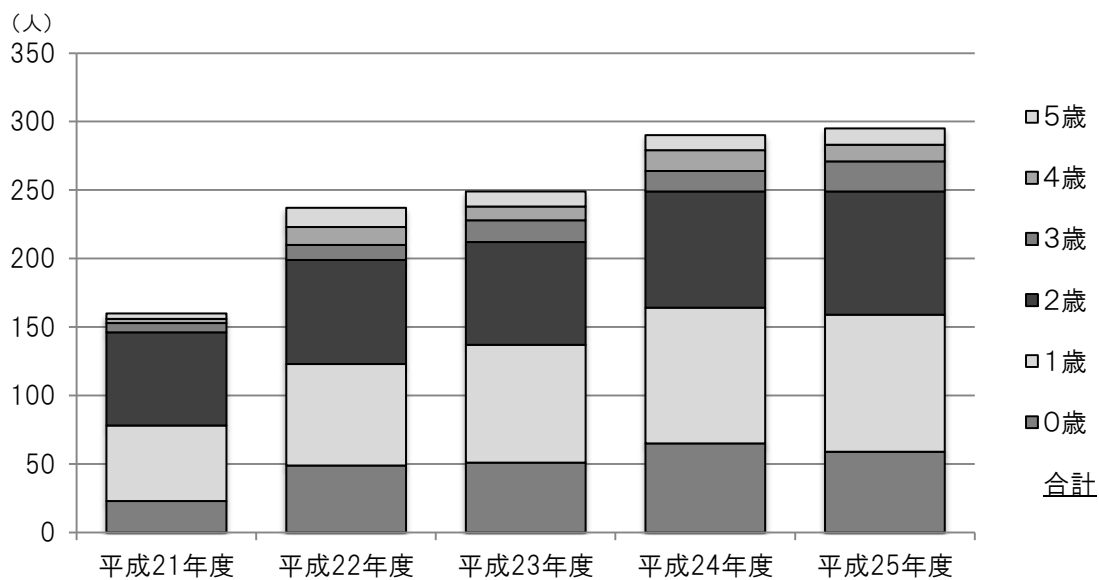
資料: 保育課
 ※各年度 4 月 1 日現在

^{→1} 認定家庭福祉員

保育者の家庭等で 5 人以下の子どもを保育する事業です。いわゆる「保育ママ」。

⑥ 東京都認証保育所の状況

0～2歳の保育需要の増加に伴い、利用人数が増加しています。



	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
5 歳	4 人	14 人	11 人	11 人	12 人
4 歳	3 人	13 人	10 人	15 人	12 人
3 歳	7 人	11 人	16 人	15 人	22 人
2 歳	68 人	76 人	75 人	85 人	90 人
1 歳	55 人	74 人	86 人	99 人	100 人
0 歳	23 人	49 人	51 人	65 人	59 人
合計	160 人	237 人	249 人	290 人	295 人

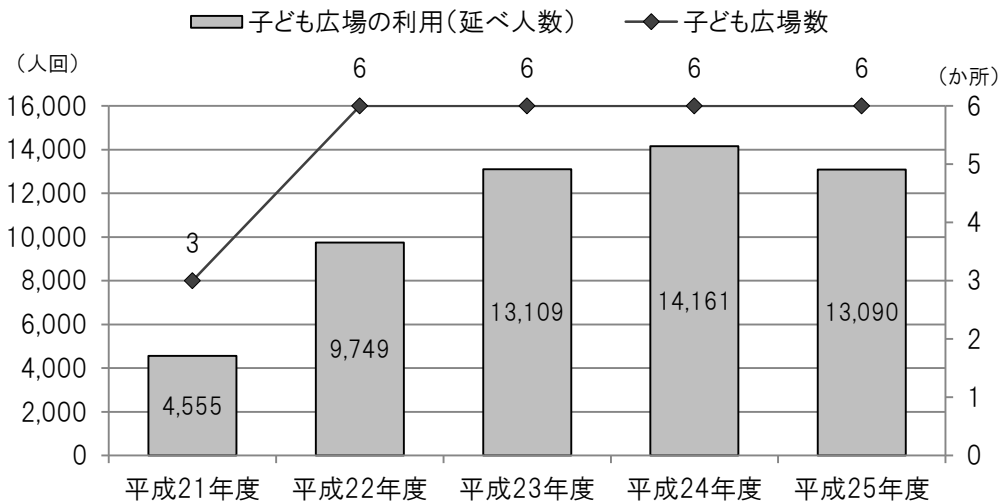
資料:保育課
※各年度 4 月 1 日現在

(2) 子育て支援事業の状況

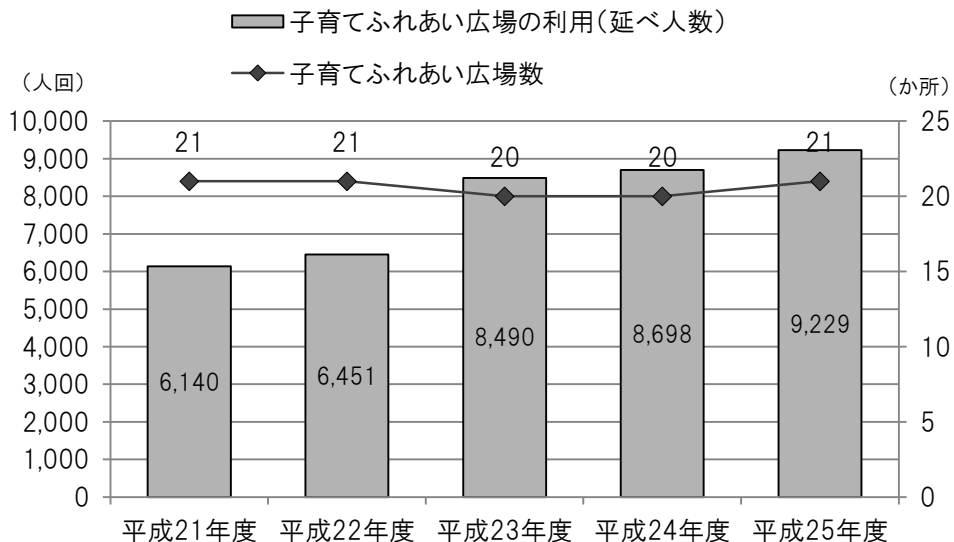
① 地域子育て支援拠点事業(子ども広場事業)の状況

子ども広場^{→1}は、平成23年度以降、利用者数が13,000人を超えています。

子育てふれあい広場^{→2}は、平成25年7月から小川町一丁目児童館で開始し、21か所となりました。



資料：児童課
※0～2歳の利用者数のみ。
※子育て交流広場^{→3}を除く。



資料：児童課
※0～2歳の利用者数のみ。

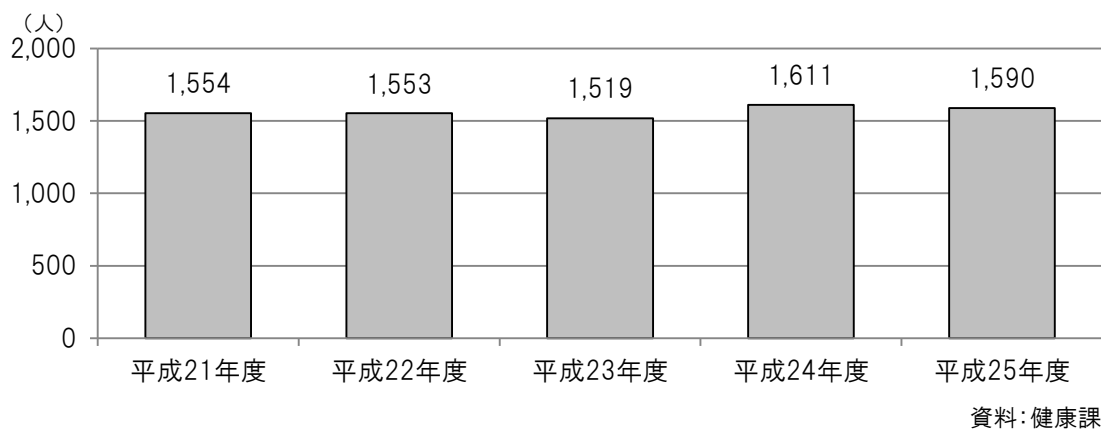
^{→1} 子ども広場 専門のスタッフが子育ての相談、子育て中の保護者の交流、乳幼児から中学生までの子どもの遊びの指導、地域の子育て情報の提供、講習会などを行っています。

^{→2} 子育てふれあい広場 子育て中の親子(乳幼児)を対象にした相談・交流ができる広場です。

^{→3} 子育て交流広場 子育ての相談、季節の行事、ボランティアによる催しなどを行っています。

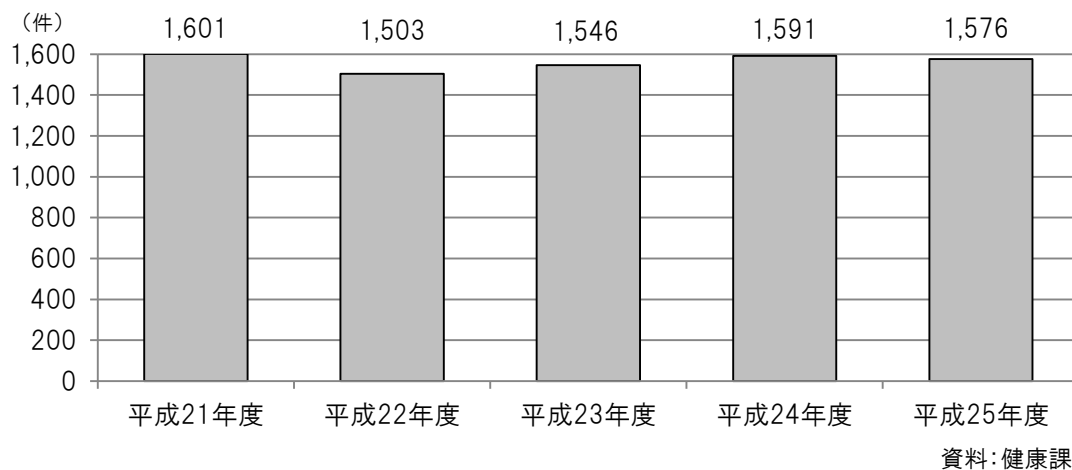
② 妊婦健康診査事業の状況

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持及び促進を図るもので、受診率は妊婦数全体の90%を超える高いものとなっています。



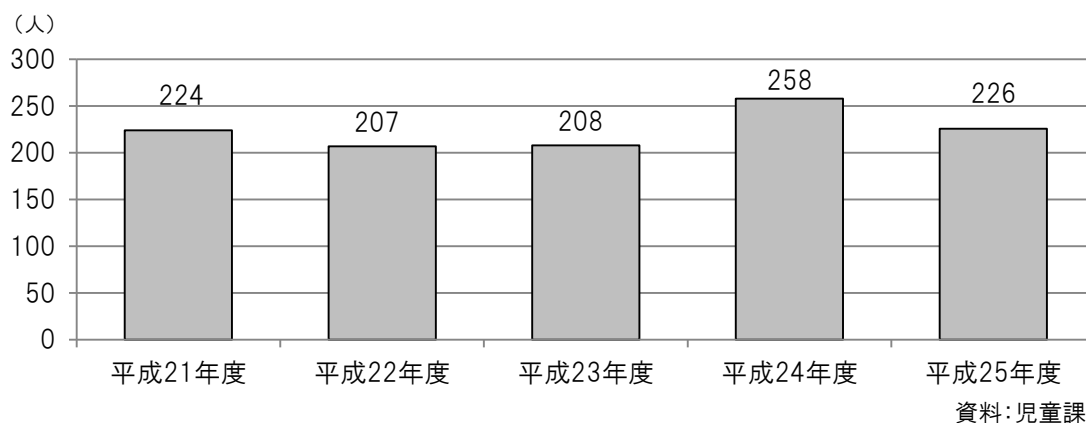
③ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の状況

乳児家庭全戸訪問は、子育てを地域ぐるみで支援するために、助産師や保健師が訪問を行っており、生後4か月までの乳児数全体の90%の家庭へ訪問しています。



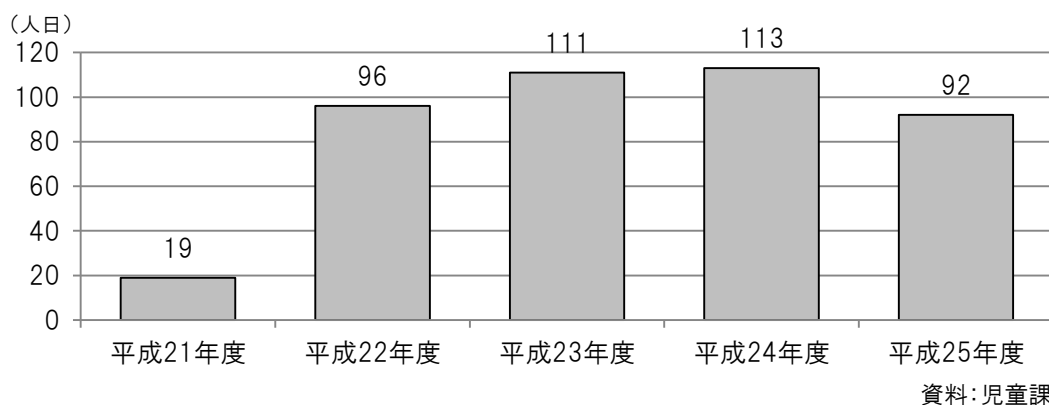
④ 養育支援訪問事業(のびのび子育て応援事業)の状況

生後6か月(多胎児の場合は1歳)までの乳児を養育している家庭で、特に養育支援が必要な家庭に育児支援ヘルパーを派遣しています。利用者数は、各年度の妊婦数全体の14%程度となっています。



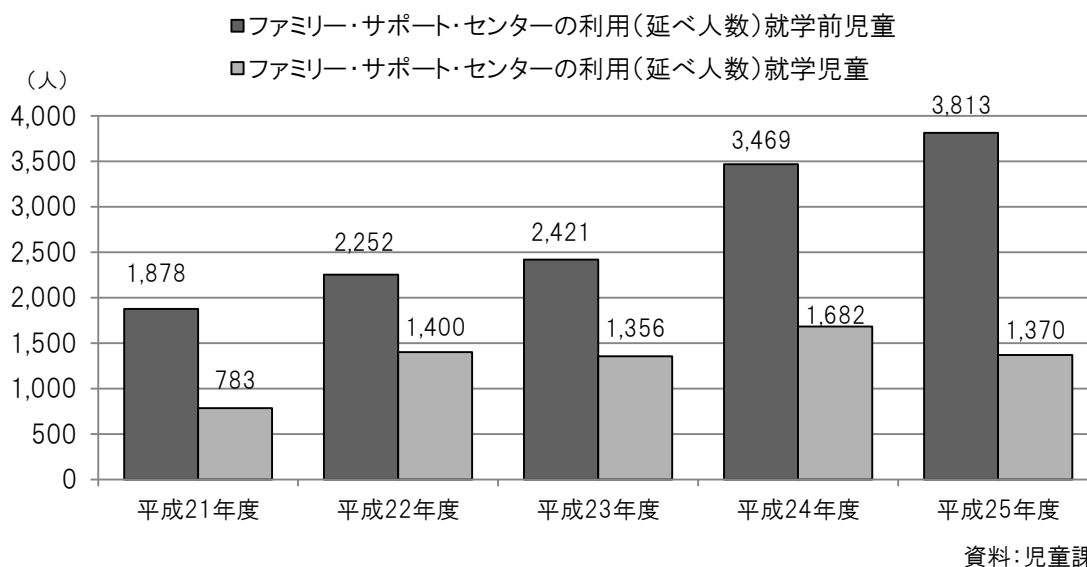
⑤ 子育て短期支援事業(子どもショートステイ事業)の状況

保護者の疾病、出産、冠婚葬祭への参加などで家庭において保育ができない子どもを一時的に市が指定する施設で養育する事業です。平成21年度は委託先施設内の新型インフルエンザの発生により休止状態が続いたために、大幅減となっています。



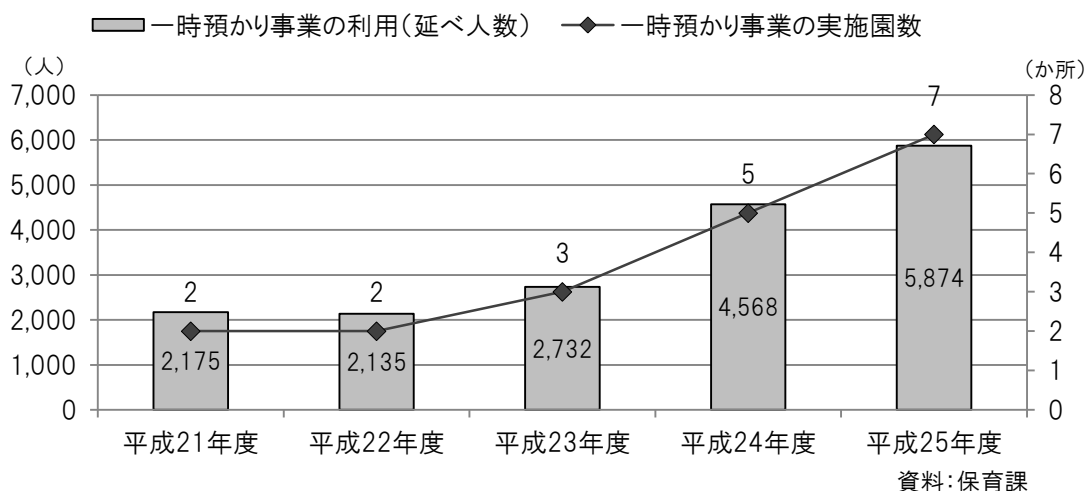
⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の状況

育児の援助を受けたい方(利用会員)と育児の援助を行う方(提供会員)との相互援助活動を支援する事業です。就学前児童の利用は、毎年増加しており、平成21年度から平成25年度までで利用者数は倍近く増加しています。就学児童の利用は平成22年度以降の大幅な増減はなく、一定数の利用があります。



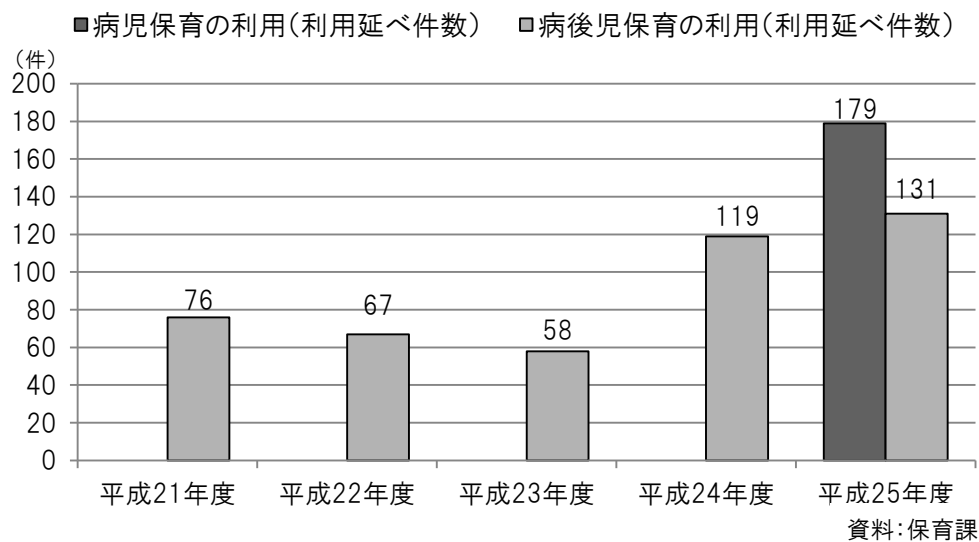
⑦ 一時預かり事業の状況

保育園における一時預かりの状況です。施設数は平成22年度までは2か所でしたが、平成25年度には7か所に増え、また利用者数も増加しています。



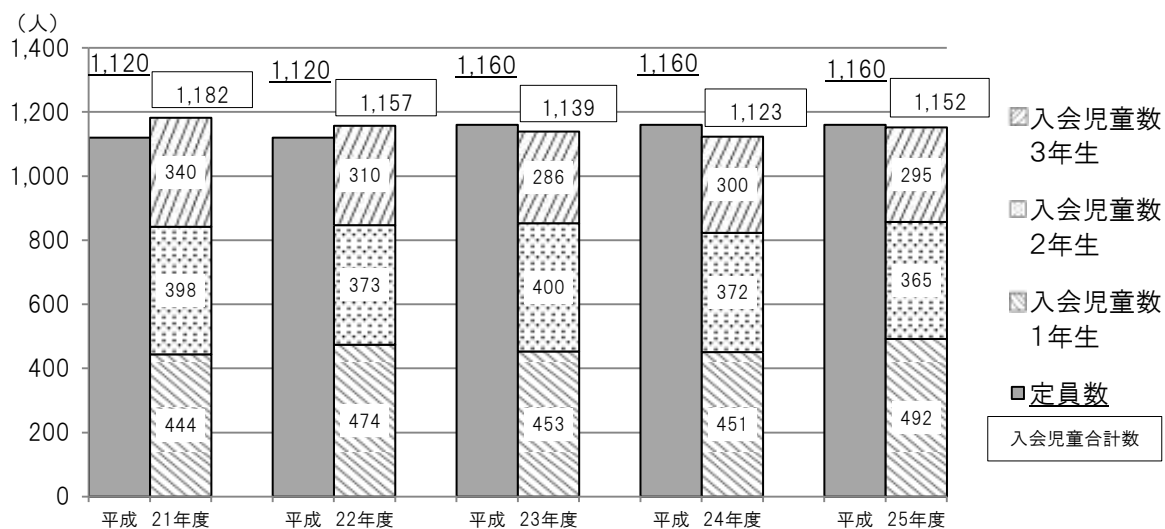
⑧ 病児・病後児保育事業の状況

施設数は、平成 24 年度まで病後児保育の 1 施設でしたが、利用者数の増加に伴い、平成 25 年度に、病児保育が 1 施設新たに開設されました。



⑨ 放課後児童健全育成事業(学童クラブ事業)の状況

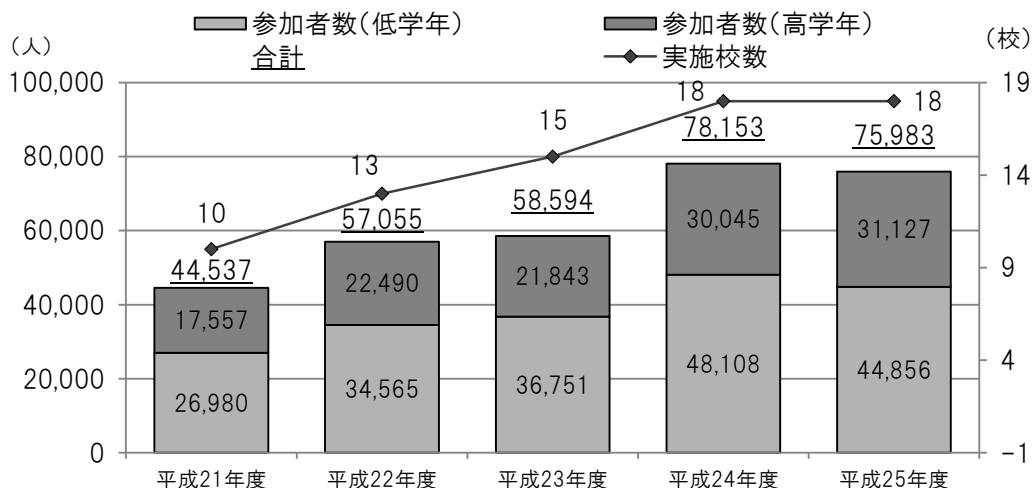
学童クラブの入会児童数は、大きな増減なく推移しています。施設数は、平成 23 年度に新たに 1 施設増えました。



	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ク ラ ブ 数	26	26	27	27	(か所) 資料:児童課 ※各年度 4 月 1 日現在

⑩ 放課後子ども教室の状況

放課後子ども教室の参加者数は毎年増加傾向にあります。平成 26 年度から、全 19 校で実施しています。



資料:生涯学習推進課

3 ニーズ調査からみた子育て家庭の現状と課題

就学前児童、就学児童がいる家庭を対象に行ったニーズ調査の結果から、小平市の子どもや子育て家庭を取り巻く現状や課題がみえます。

※就学前問〇……就学前児童のニーズ調査票の問〇〔設問番号〕
 ※就学問〇……就学児童のニーズ調査票の問〇〔設問番号〕
 ※表、グラフ中の「n」……各設問に対する回答者数です。
 ※（複）……複数回答の設問です。

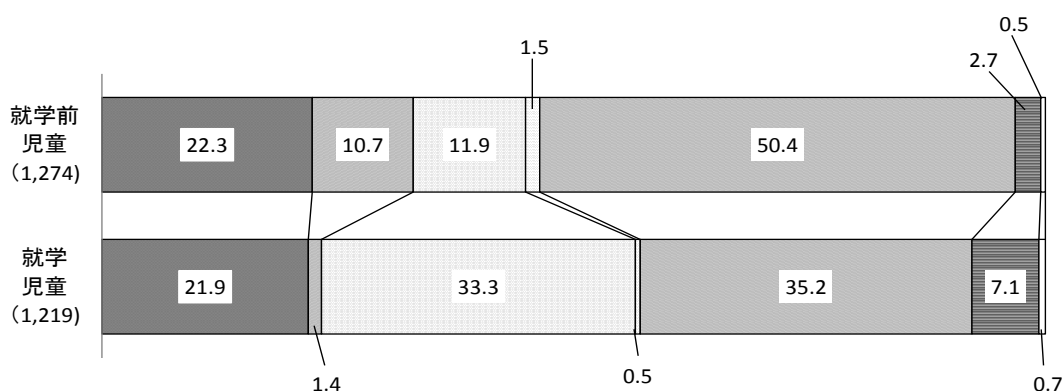
(1) 子育て家庭の家族状況・就労状況

① 就学前児童と就学児童の保護者の就労状況

（就学前問15 就学問14）母親のみ

就学前児童と就学児童を比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」母親の割合はほぼ変わっていませんが、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」母親の割合が減っていることから、産休・育休・介護休業が明けた際にはフルタイムからパート・アルバイト等に移動している可能性があります。

また、「以前は就労していたが現在は就労していない」母親の割合が減少している一方で、現在「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」母親の割合が増加していることから、前述のことも踏まえ、母親の就労率は子どもが大きくなるにつれて高くなってきているとみられます。

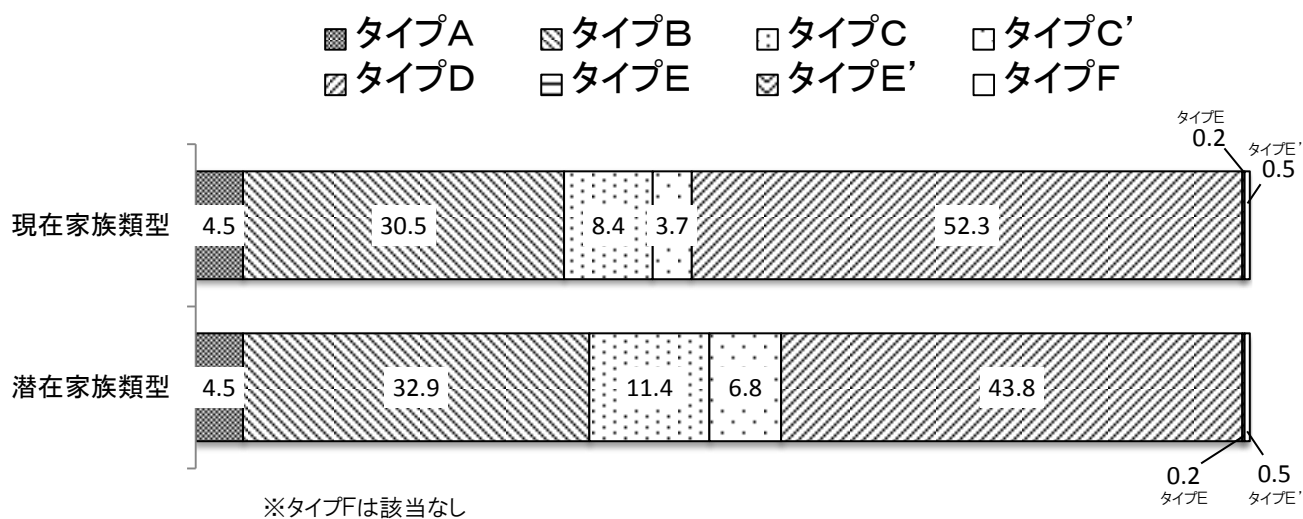


- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

② 就学前児童の家族類型

就学前児童のニーズ調査の結果から、保護者の就労状況に応じて家庭を8種類のタイプに分類しました。保護者の現在の就労状況により算出した現在家族類型と保護者の1年以内の転職、就労の希望を反映した潜在家族類型の割合は次のとおりです。

現在家族類型と比べて潜在家庭類型のタイプBは増えており、また、タイプDは減っていることから、母親に就労の希望があることがわかります。



タイプ	保護者の就労等状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間*~120時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム(下限時間*未満+下限時間*~120時間の一部)
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間*~120時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム(下限時間*未満+下限時間*~120時間の一部)
タイプF	無業×無業

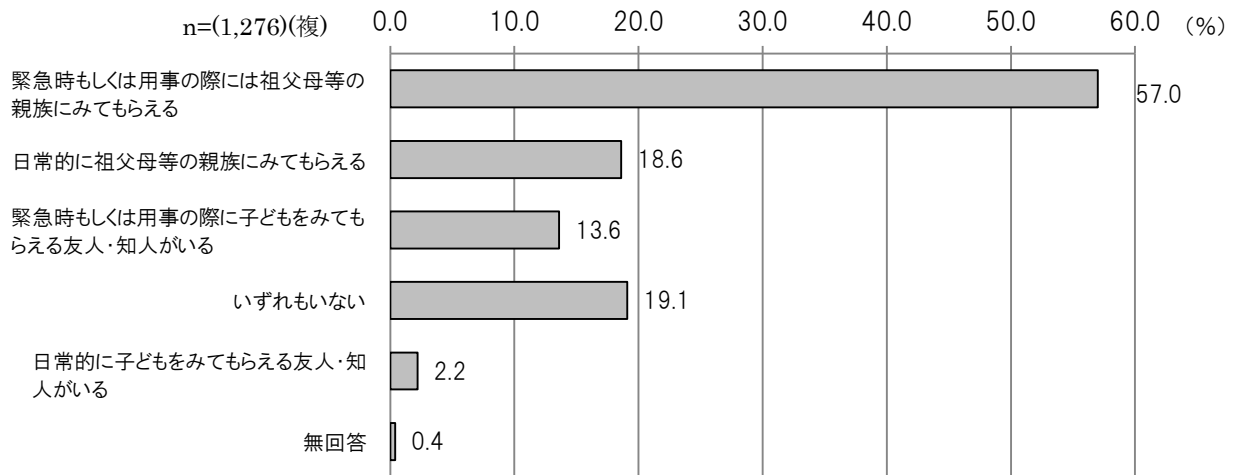
※ 下限時間……各自治体における保育の必要性の下限時間(小平市は48時間)

(2) 子育ての環境

① 日頃子どもをみてもらえる親族・知人 (就学前問9)

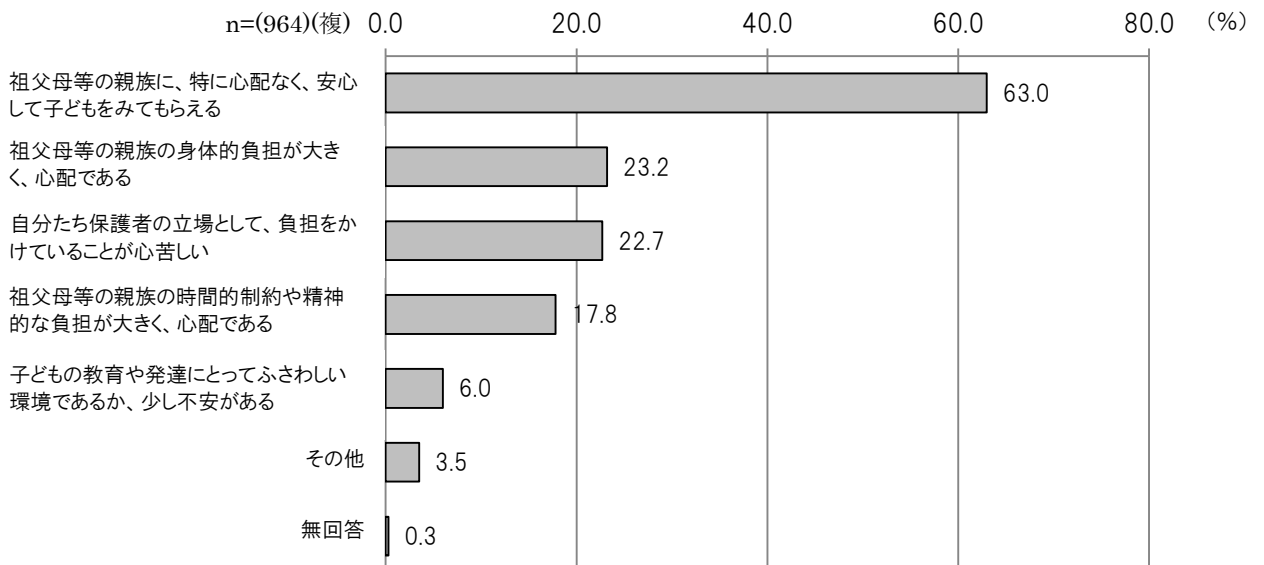
日頃子どもをみてもらえる状況については、「緊急時もしくは用事の際は祖父母等の親族に預かってもらえる」が57.0%、「日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる」は18.6%となっています。「いずれもない」は19.1%です。

おおむね75%の人が、緊急時あるいは日常的に子どもをみてもらえる状況にありますが、「いずれもない」と回答している人も20%前後いることから、安心して子育てができるようなサービスの提供や、地域環境の整備が課題です。



② 親族に子どもをみてもらうことについて (就学前問10)

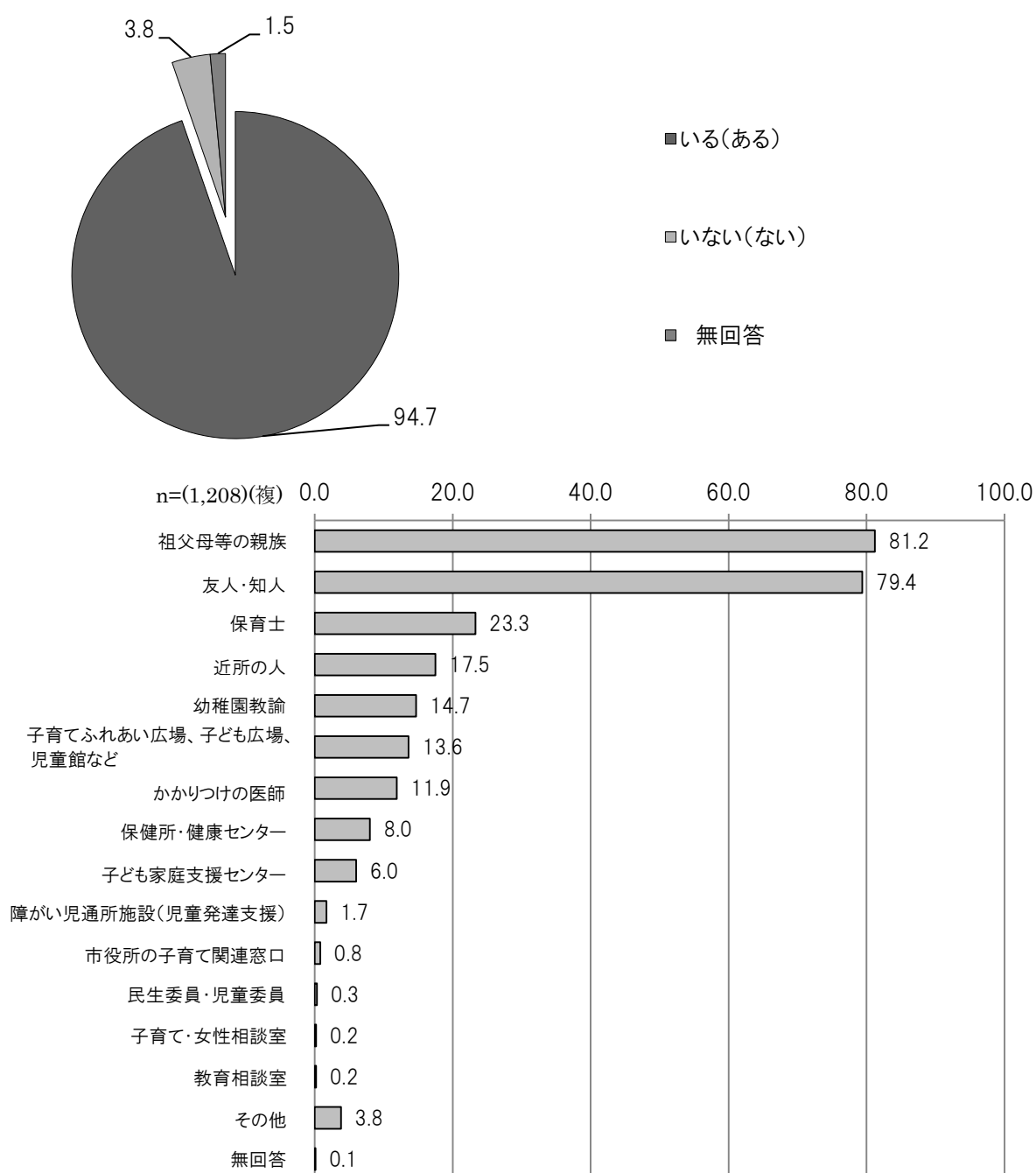
親族にみてもらっている人の63.0%が「特に心配なく、安心して子どもをみてもらえる」と回答していますが、20%前後の人が、親族の身体的負担、時間的負担や精神的な負担の心配や保護者として負担をかけている心苦しさを抱えています。



③ 気軽に相談できる人・場所の有無 (就学前問13)

気軽に相談できる人・場所については90%以上の人がある(ある)と回答していますが、一方で相談できる人や場所がない(ない)と回答している人もいることが課題です。

相談先は、「祖父母等の親族」と「友人・知人」が80%前後となっており、「その他」の回答については、「助産師」や「夫」が多く、市が設置している相談先や子育てサービスを提供している民間事業者を利用している人が少ないことがわかります。相談機関の周知や利便性の向上を図ることが必要です。

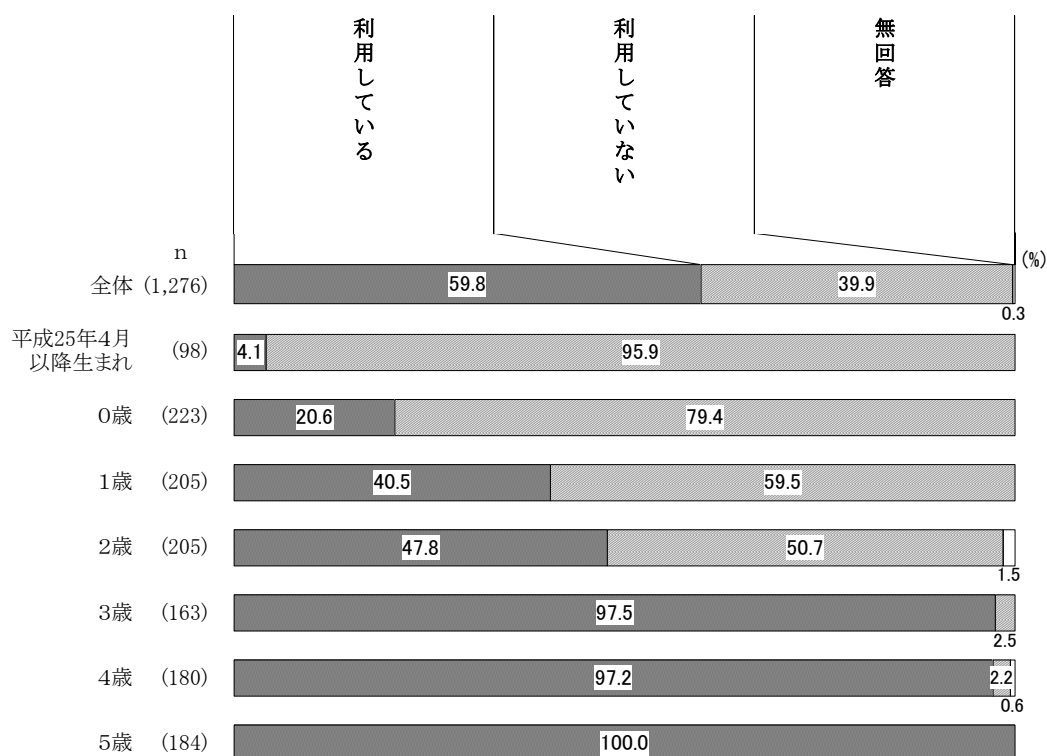


(3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望

① 利用状況

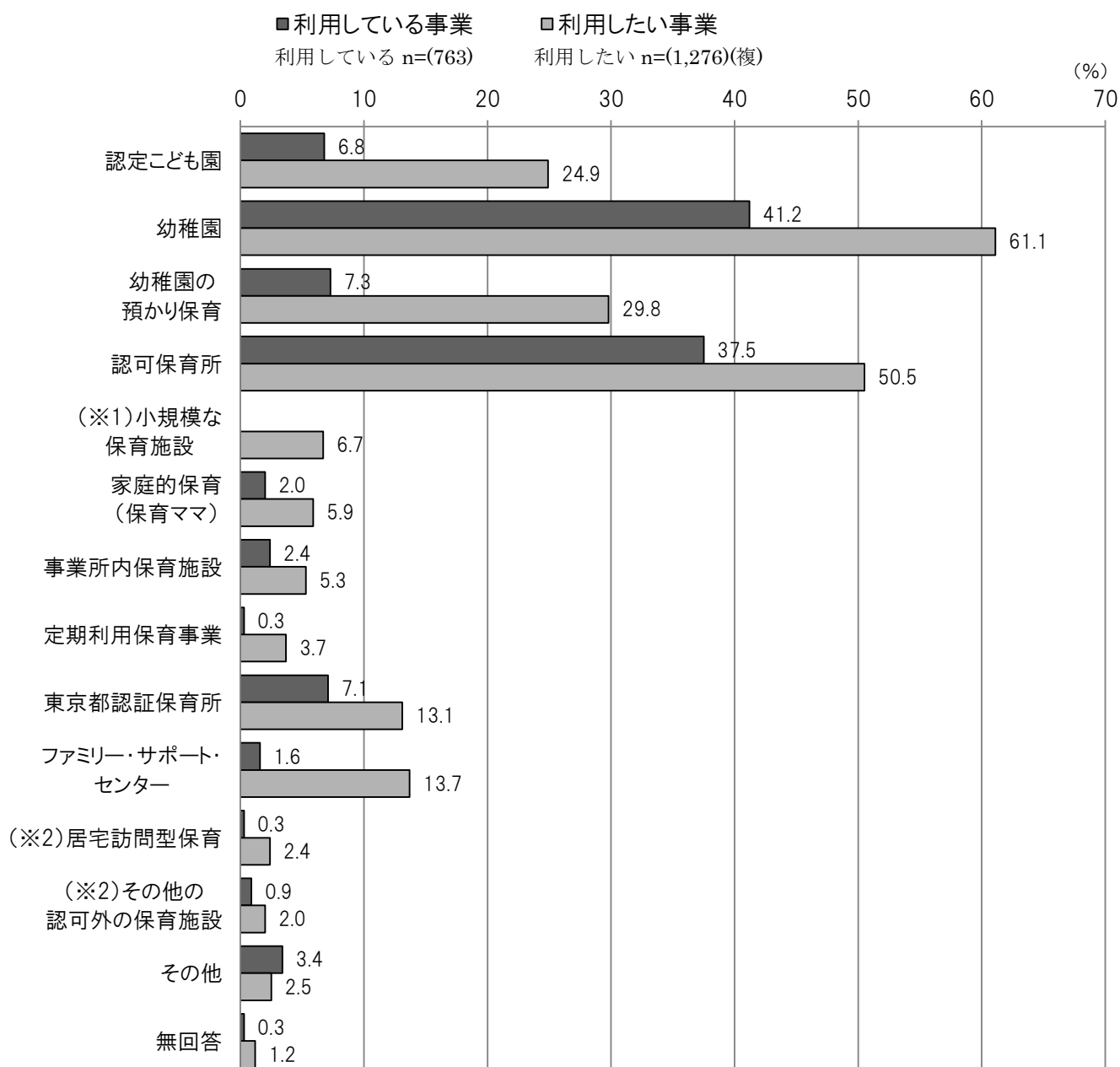
(就学前問20)

3歳以降の平日の定期的な教育・保育事業の利用率は97%以上となっています。



② 利用している事業と利用したい事業
(就学前問20 26)

利用している事業は、「幼稚園」「認可保育所」「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」の順に高くなっており、利用したい事業についても同じ順で希望が高くなっています。



※1 子ども・子育て支援新制度に基づく事業です。

※2 現在小平市では実施していません。

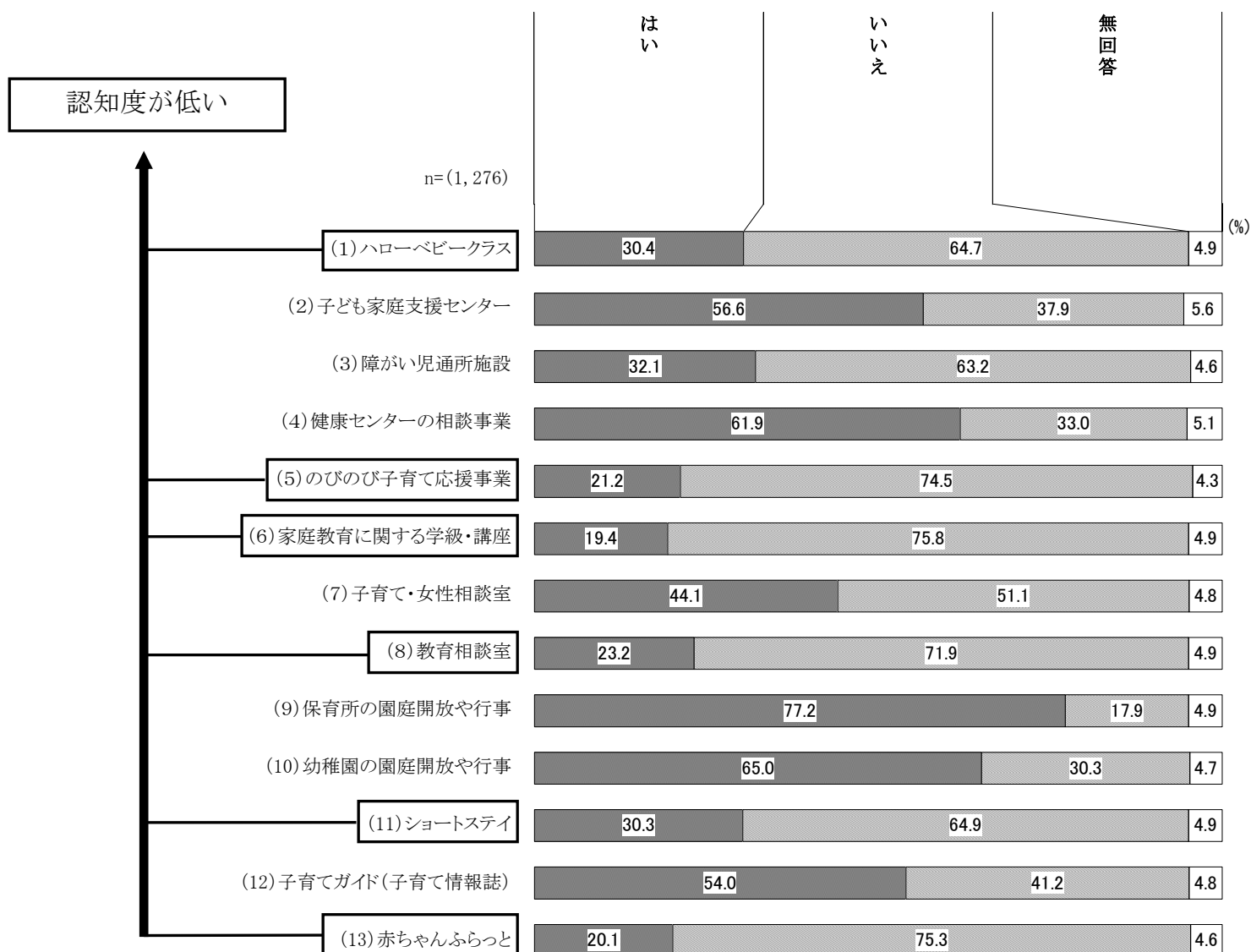
(4) 保育事業の認知状況・利用状況・利用希望

① 認知状況

(就学前問30)

認知状況は、「保育所の園庭開放や行事」が 77.2%、「幼稚園の園庭開放や行事」「健康センターの相談事業」が 60%を超えています。

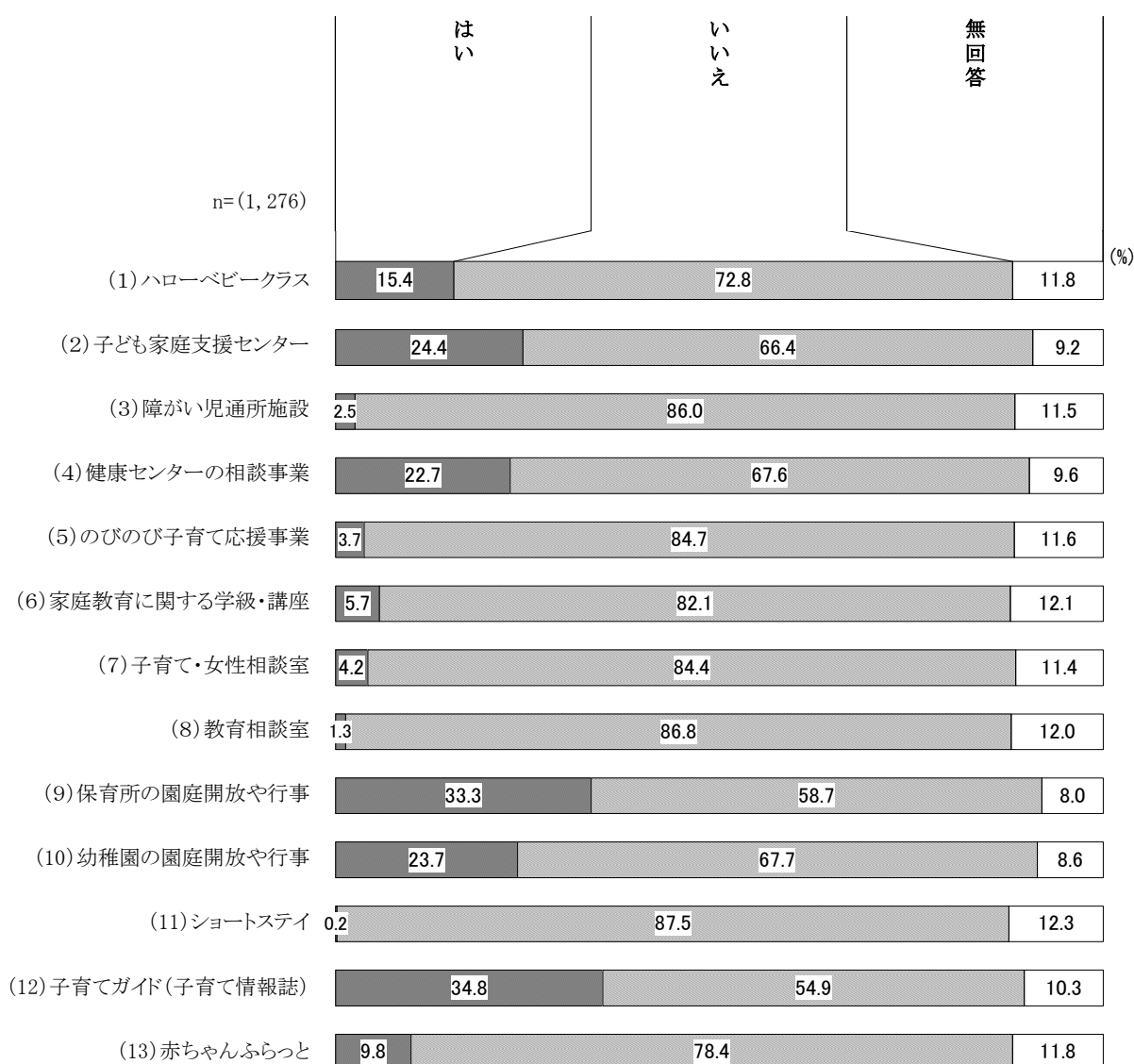
認知状況がおおむね 30%を下回っている 6 つの事業を、認知度が低いと捉え、多くの人に知ってもらうよう、周知の方法等を研究する必要があります。



② 利用状況
(就学前問30)

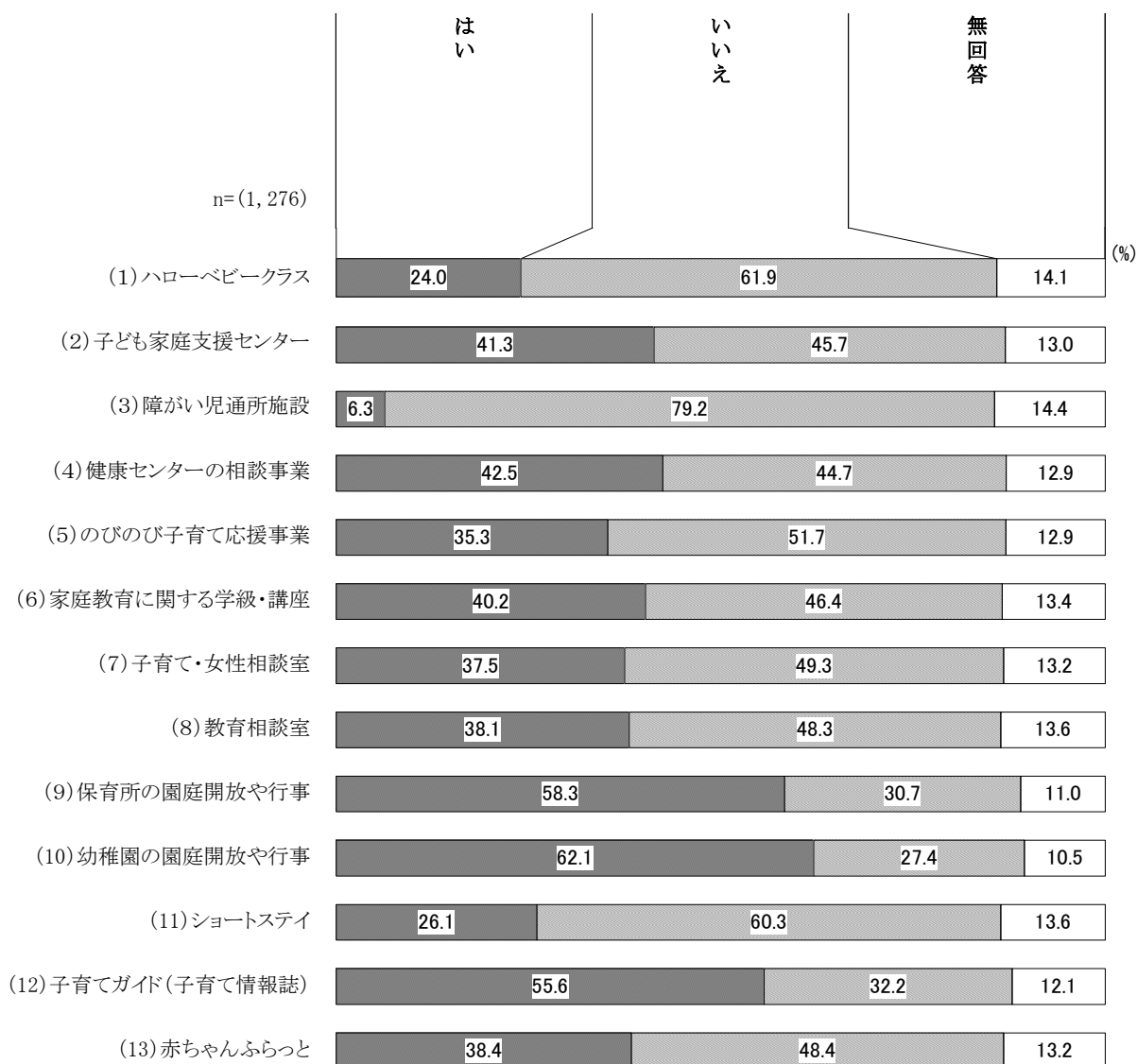
利用状況は、「子育てガイド(子育て情報誌)」「保育所の園庭開放や行事」が30%を超えており、「子ども家庭支援センター」「幼稚園の園庭開放や行事」「健康センターの相談事業」の順に続いています。

認知状況と比較をすると、必ずしも比例しているとはいえ、認知されていても利用に繋がっていない状況であることがわかります。周知の方法だけでなく、講座や行事の参加の方法、開催場所及び内容など利用に繋がる研究が必要です。



③ 利用希望
(就学前問30)

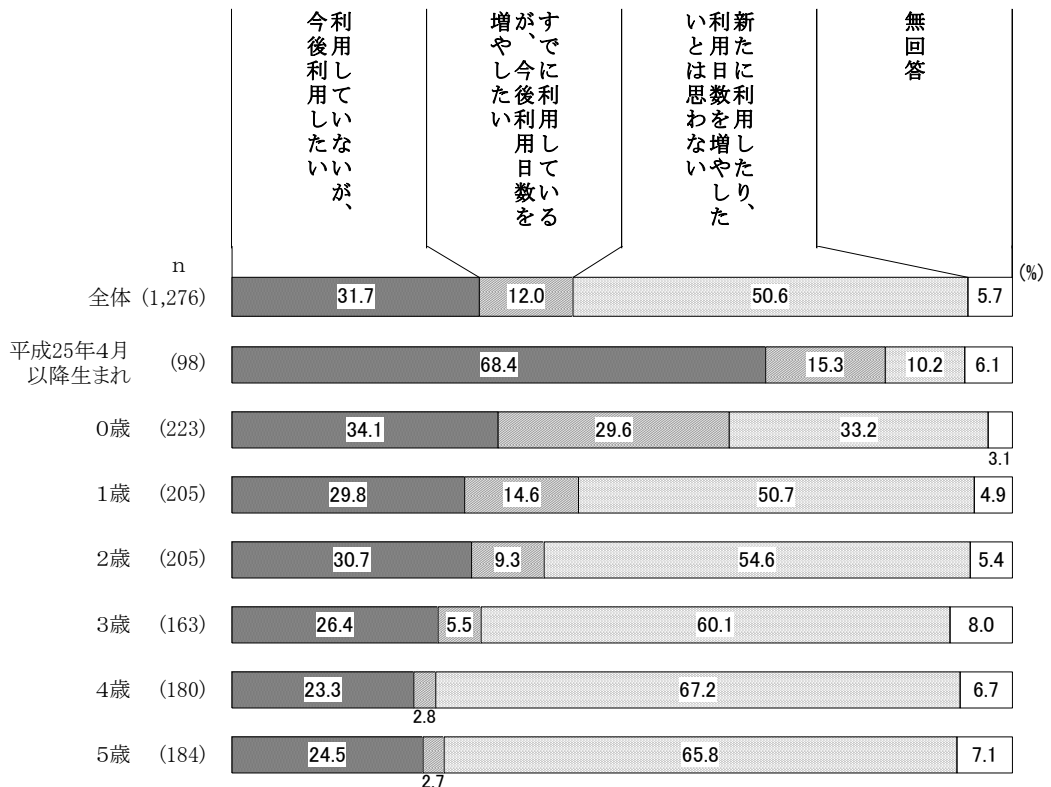
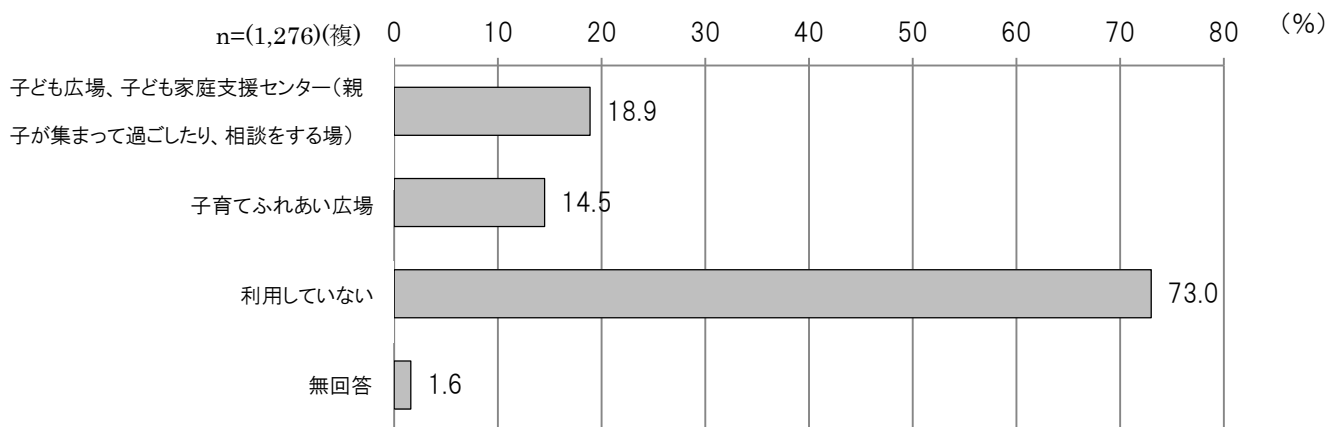
利用希望の高かった「幼稚園の園庭開放や行事」「保育所の園庭開放や行事」「子育てガイド(子育て情報誌)」については、認知状況も高かったことから、多くの人に事業を知ってもらうことが利用に繋がると考えられます。



(5) 地域子育て支援拠点事業の利用状況と利用希望

① 子ども広場や子育てふれあい広場の利用状況と今後の利用希望
(就学前問28 29)

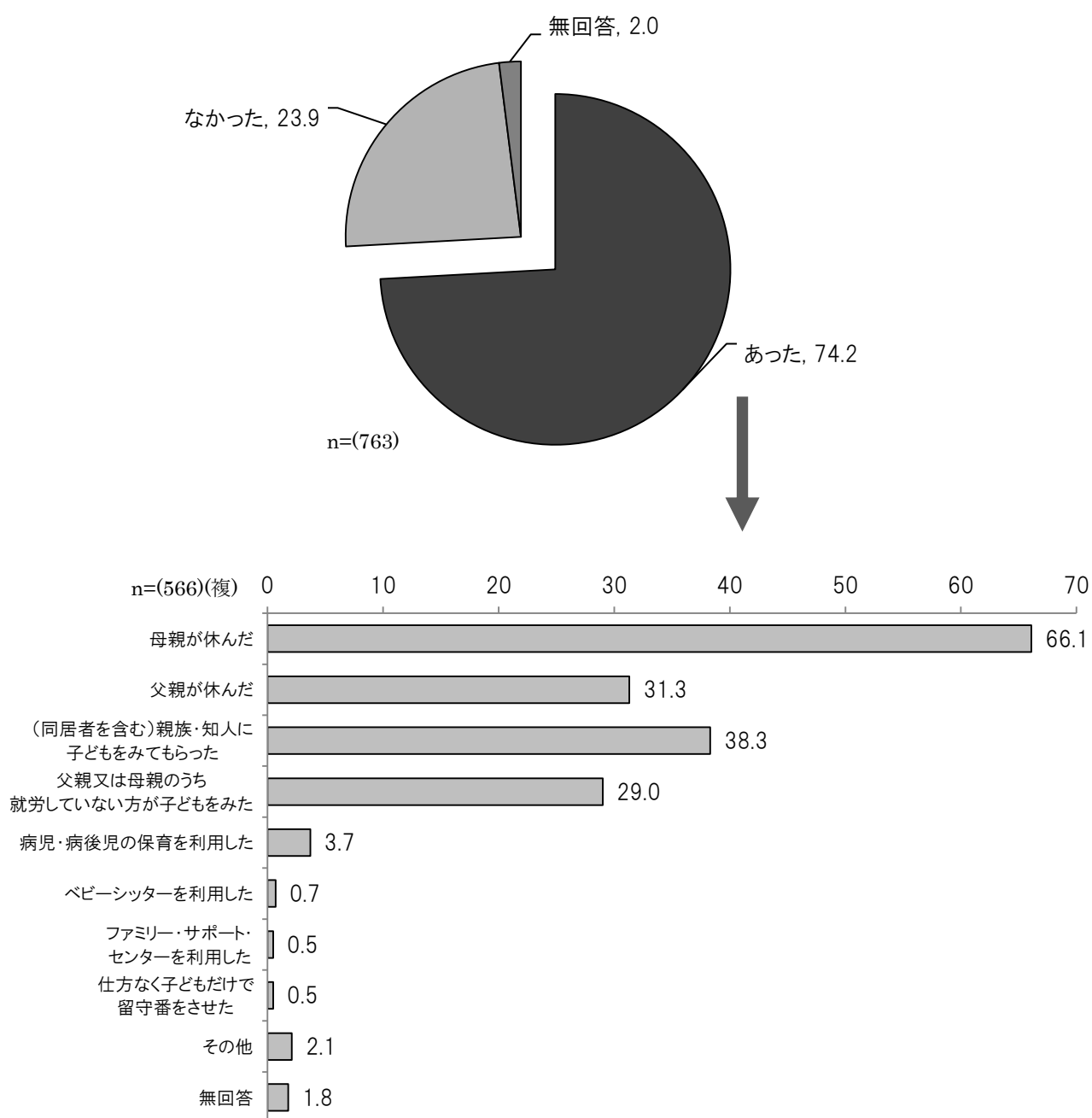
「利用していない」と回答した人が73.0%いますが、そのうち31.7%が「利用していないが、今後利用したい」と回答しています。年齢別に見ると、3歳未満の子どもの保護者が今後利用したいという希望がおおむね30%以上あり、そのうち6か月未満の子どもの保護者の希望は極めて高く、68.4%となっています。子どもが生まれた直後に、子育ての不安を解消するためや他の子育て家族との交流を目的としたニーズが大きいとみられます。



(6) 子どもの病気やケガの際の対応

① 通常の事業が利用できなかったことの有無と対処方法
(就学前問40 41)

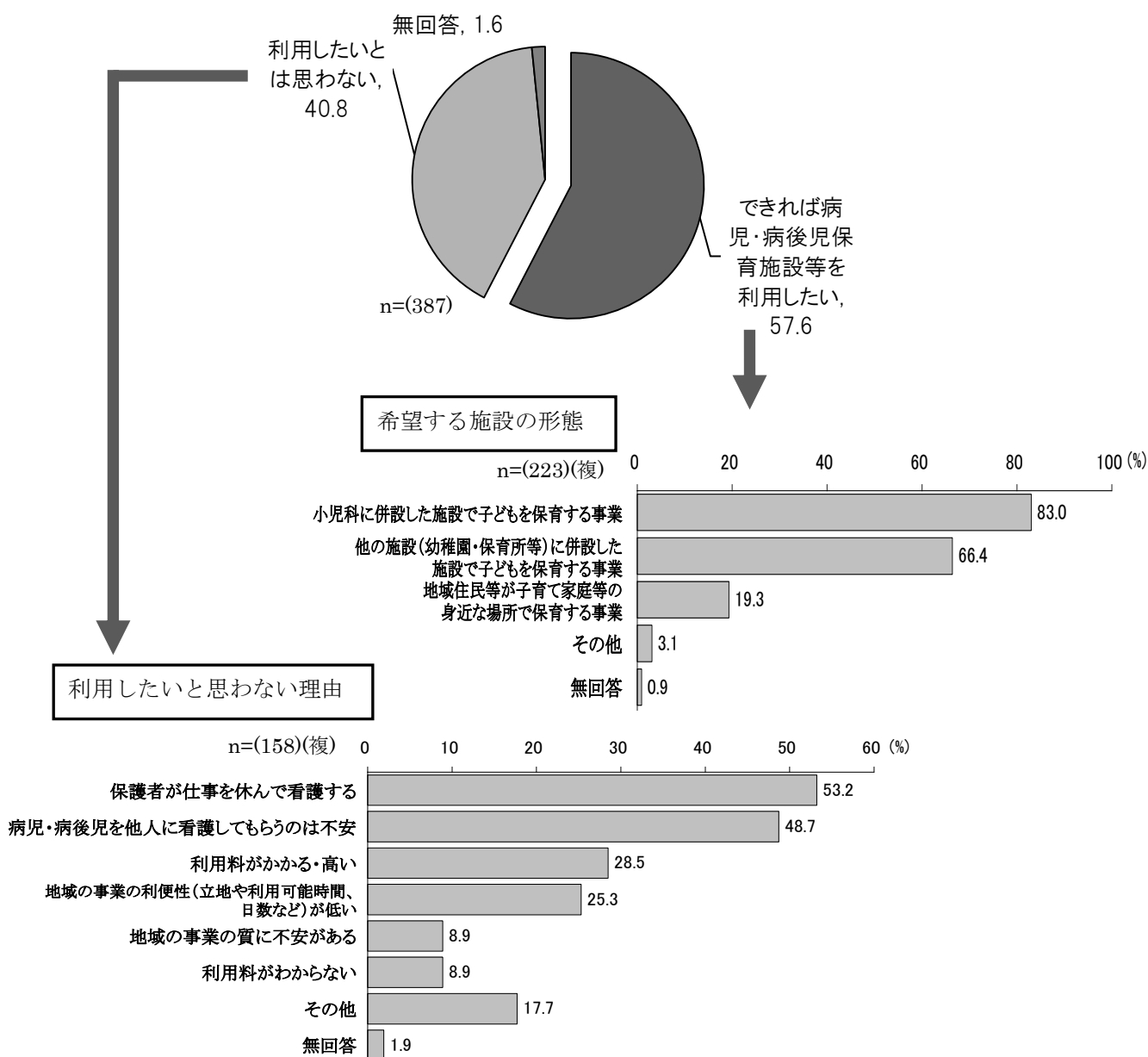
通常の事業を利用している人の 74.2%が通常の事業が利用できなかったと回答しています。対処方法として「母親が休んだ」と回答した人が最も多くなっています。「母親が休んだ」割合は 66.1%となっており、「父親が休んだ」割合の倍以上であることから、育児が女性に偏っていることがわかります。しかしながら、「病児・病後児の保育を利用した」と回答した人は、3.7%と少ない結果となっています。



② 母親または父親が休んだ際の病児・病後児保育施設等の利用希望と施設の形態
(就学前問42 43 44)

母親または父親が休んで子どもをみた経験のある人に病児・病後児のための保育施設等の利用希望を聞いたところ、「できれば利用したい」と回答した人が 57.6%、「利用したいとは思わない」と回答した人が 40.8%となっています。しかしながら、29 ページの①では、「病児・病後児の保育を利用した」と回答した人が少なかったことから、事業の利用方法や周知の方法などを研究する必要があります。

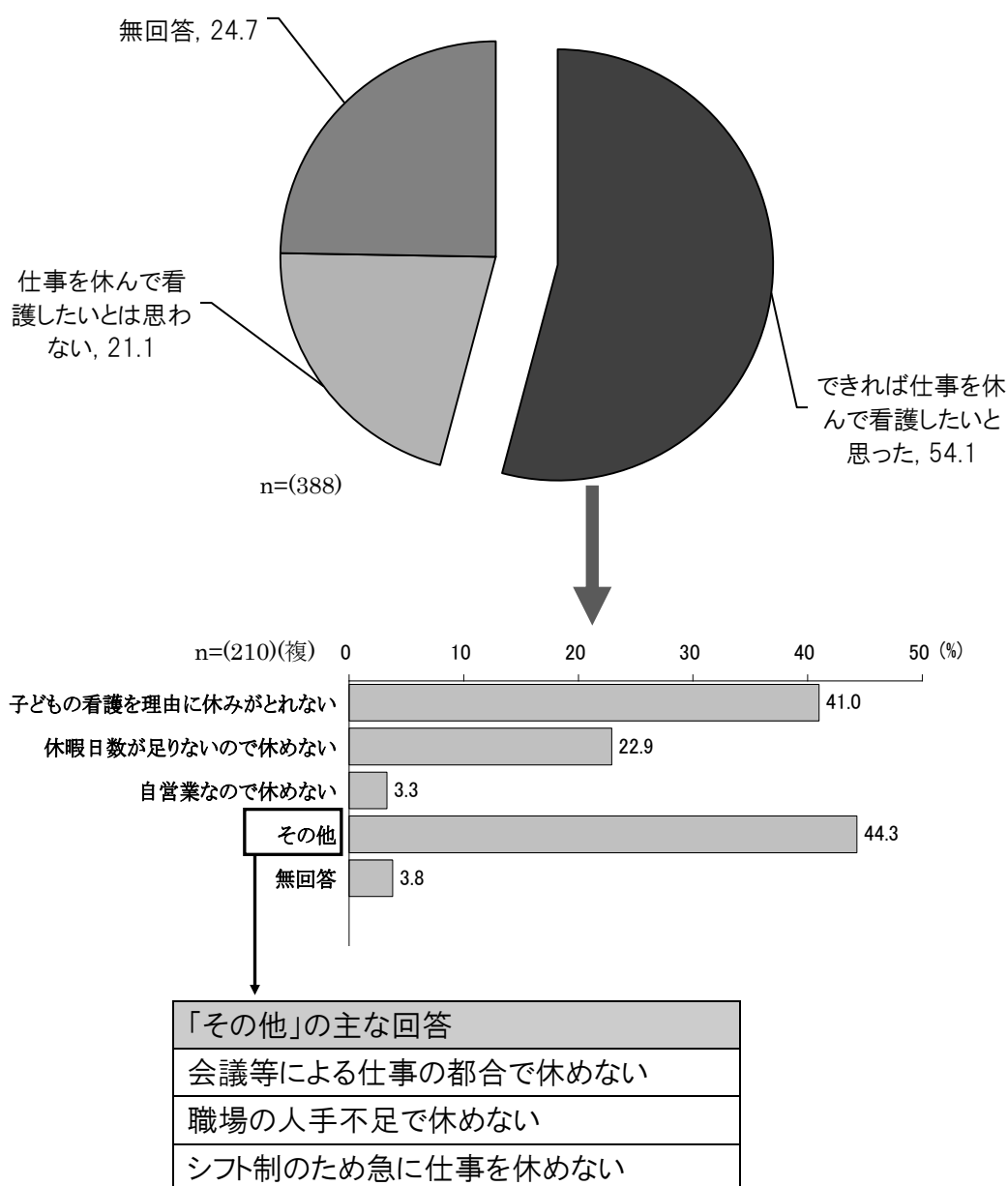
病児・病後児保育施設等として望ましい形態については、「小児科に併設した施設」が 83.0%、「他の施設(幼稚園・保育所等)に併設した施設で子どもを保育する事業」が 66.4%となっています。



③ 看護のために仕事を休みたかったかどうかとの希望と休むことができなかった理由
(就学前問45 46)

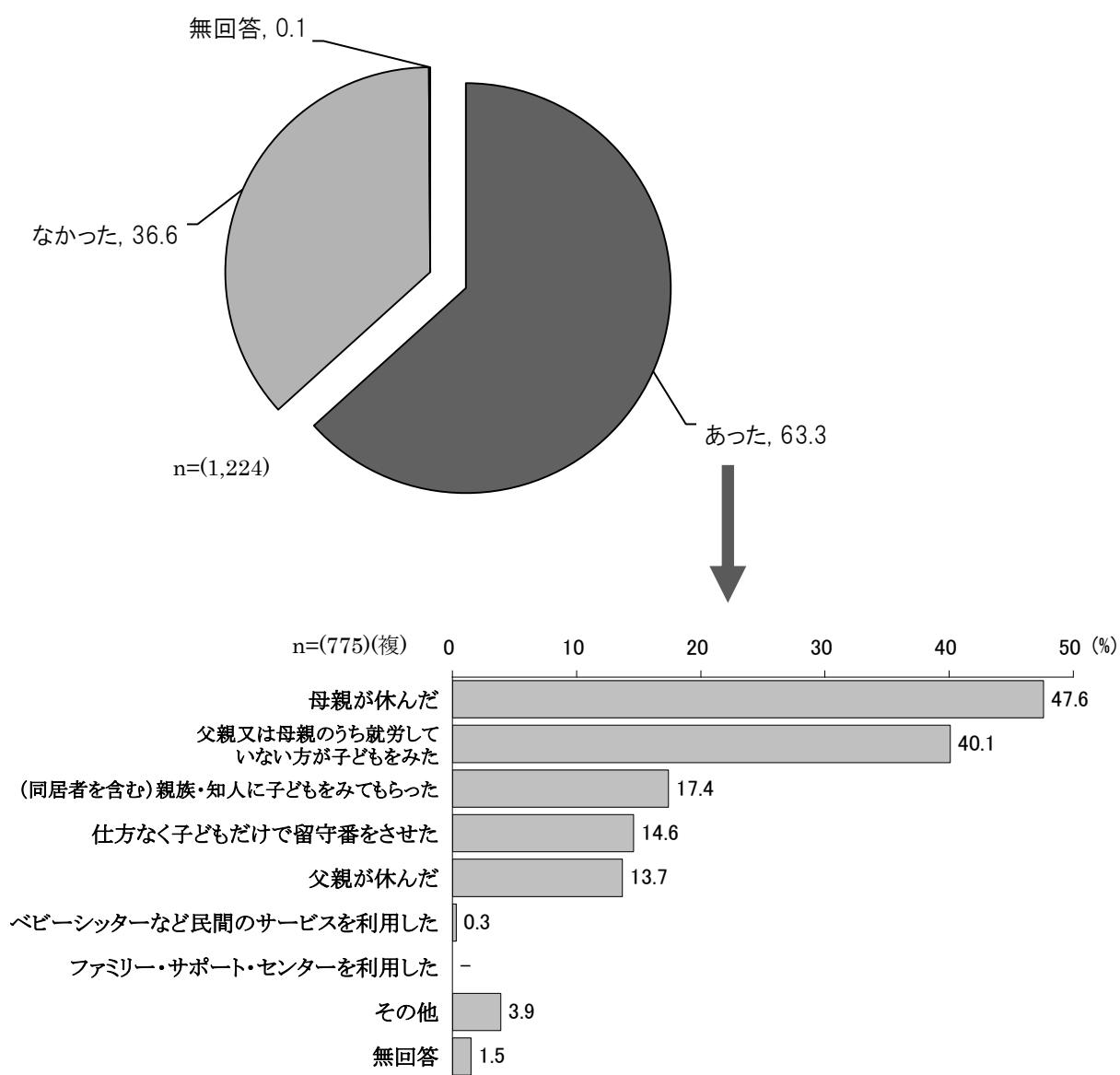
母親または父親が看護のために休むことができなかった経験のある人に、仕事を休んで看護したいと思ったかどうかを聞いたところ、54.1%の人が「できれば仕事を休んで看護したいと思った」と回答しています。

しかし、実際には休むことができなかった理由として「その他」以外には、「子どもの看護を理由に休みがとれない」と回答している人が最も多く、子育て家庭が働きやすい職場環境が求められています。



④ 病気やケガで学校を休まなければならなかったことの有無と対処方法
(就学問22 23)

病気やケガで学校を休まなければならなかったことについて、63.3%の人が「あった」と回答しています。就学前児童が病気やケガをした際に比べて、「母親が休んだ」と回答した人が半数以下となっており、保護者の負担が小さくなっていることがわかります。



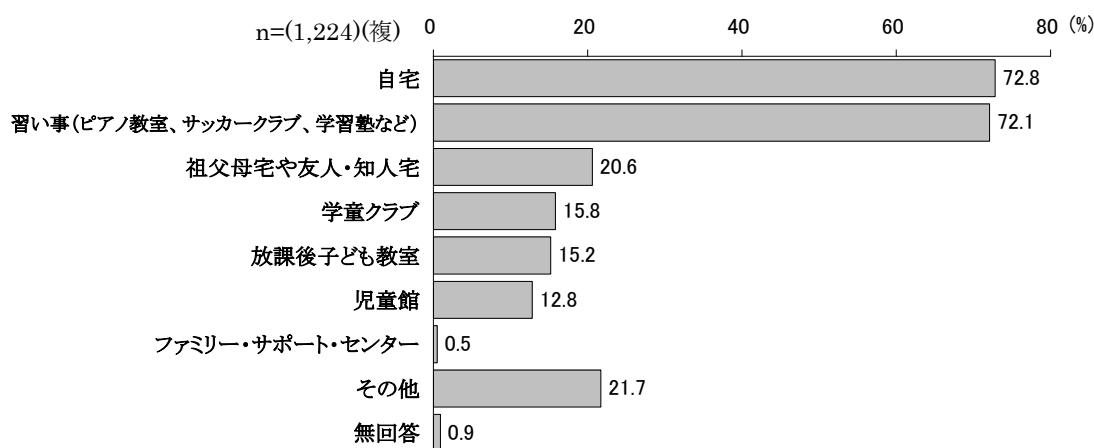
(7) 小学校就学後の放課後の過ごし方

① 放課後の過ごし方と今後の過ごし方の希望 (就学問33)

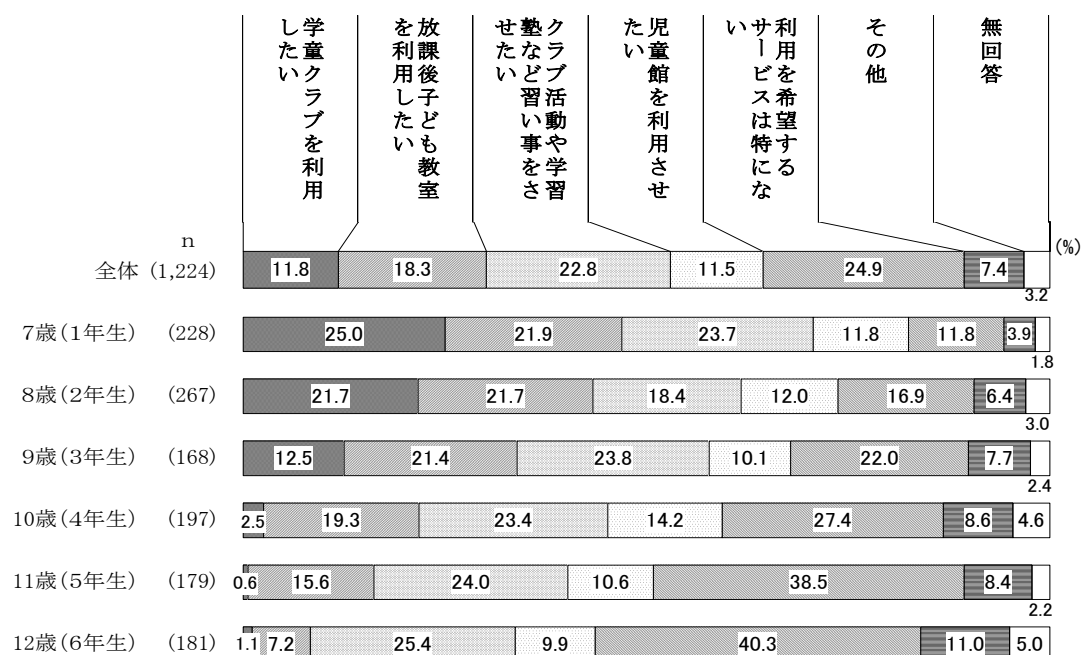
就学児童の70%以上が、放課後を自宅で過ごしたり、習い事をしていると回答しています。

小学3年生までは、学童クラブを利用したいという人が一定数います。また、「放課後子ども教室を利用したい」、「クラブ活動や学習塾など習い事をさせたい」及び「児童館を利用させたい」の割合は、学年別にみても大幅な増減はないため、就学児童の放課後の過ごし方は、1つの場所に偏らずニーズが多様化しているとみられます。

放課後子ども教室の利用希望は、1～2年生のうちは学童クラブと同じ割合となっていますが、3年生以上は、学童クラブの割合を上回っています。



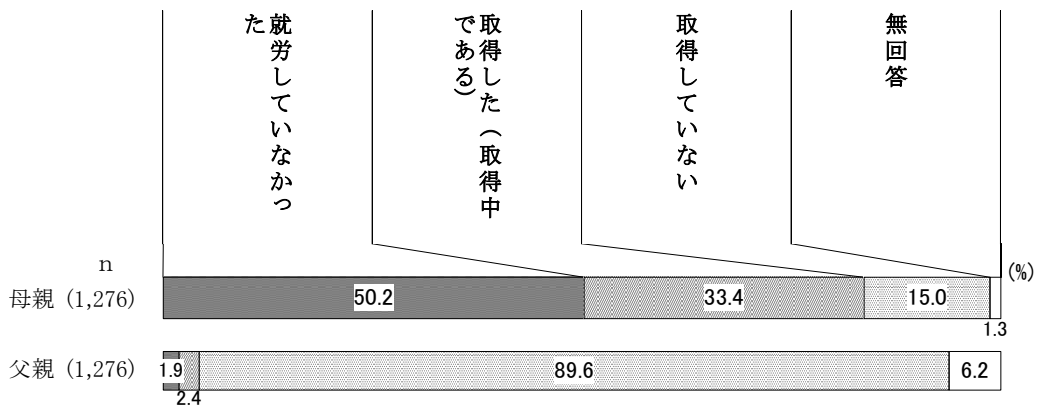
【学年別】



(8) 職場の両立支援制度について

① 育児休業取得状況
(就学前問56)

父親のほとんどが育児休業を取得していないと回答しており、まだまだ男性が育児に関わる機会や時間が少ないことや社会全体においても男性の育児参加への理解が足りないことがわかります。今後、子育て家庭の母親も希望すれば継続して仕事が続けられるよう、また、父親も仕事と育児の両立が図られるよう、各事業所のワーク・ライフ・バランスの推進など環境の整備が求められています。



② 育児休業を取得していない理由
(就学前問56)

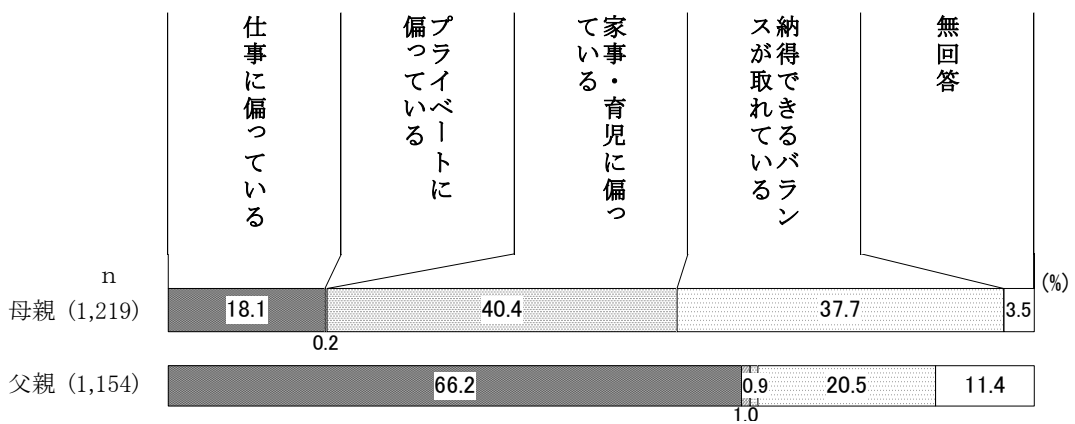
	母親		父親	
1	子育てや家事に専念するため退職した	52.6%	仕事が忙しかった	42.8%
2	仕事に戻るのが難しそうだった	19.8%	配偶者が働いていないなどの理由で、育児休業を取得する必要がなかった	35.3%
3	職場に育児休業の制度がなかった	19.8%	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	34.5%
4	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	17.2%	収入減となり、経済的に苦しくなる	27.1%
5	仕事が忙しかった	9.4%	配偶者が育児休業を取得した	22.7%

※上位5位

(9) 「仕事時間」と「家事(育児)の時間」、「プライベートの時間」のバランス
(就学児43)

母親の場合、「家事・育児に偏っている」と「納得できるバランスがとれている」と回答している人がほぼ同じ割合となっています。

父親の場合、66.2%が「仕事に偏っている」と回答していますが、男性の育児参加等を求める声も高まっていることから、今後は社会全体でワーク・ライフ・バランスを推進することが求められています。



第3章 計画の基本理念と基本的な視点

1 基本理念

この計画において、本市が子ども・子育て支援を推進するにあたり、目指すべき基本理念を次のとおり掲げます。

みんなですくすく 感動子育て 笑顔があふれるまち こだいら

次代を担う一人一人の子どもが健やかに成長できる社会づくりや子育て家庭が安心していきいきとした生活を送れる環境づくりを目指して、子ども・子育て支援を推進していきます。

2 基本的な視点

1 様々な子育て家庭を支える視点

子どもは、これからの未来を担っていく存在です。子どもが安全で健康的な日々を過ごし成長していけるよう、子育て家庭を支えることが必要です。

また、就労形態の多様化等により、保護者の求めるニーズも様々です。すべての子育て家庭が十分な支援を受け、子どもも保護者もみんなですくすくと成長していけるよう「様々な子育て家庭を支える視点」が大切です。

2 安全・安心な子育てができる環境を作る視点

近年、子育ての負担や不安、孤立感は大きなものになっています。しかし、子育ては本来、子どもの日々の成長とともに、喜びや感動をもたらすものです。保護者が子どもの成長や子育てに感動し、楽しみや生きがいを感じることができるよう「安全・安心な子育てができる環境を作る視点」が大切です。

3 地域で子育てを支える視点

子育てにおける地域の役割は重要です。子育て家庭の保護者が悩み、孤立し、それが子どもへの虐待等に繋がらないよう、地域全体が見守り支えることが大切です。そして地域全体が子育てに関わることで近隣関係の希薄化が解消され、保護者の負担が和らぎます。地域全体で子育ての感動を分かち合い、笑顔があふれるまちになるよう「地域で子育てを支える視点」が大切です。

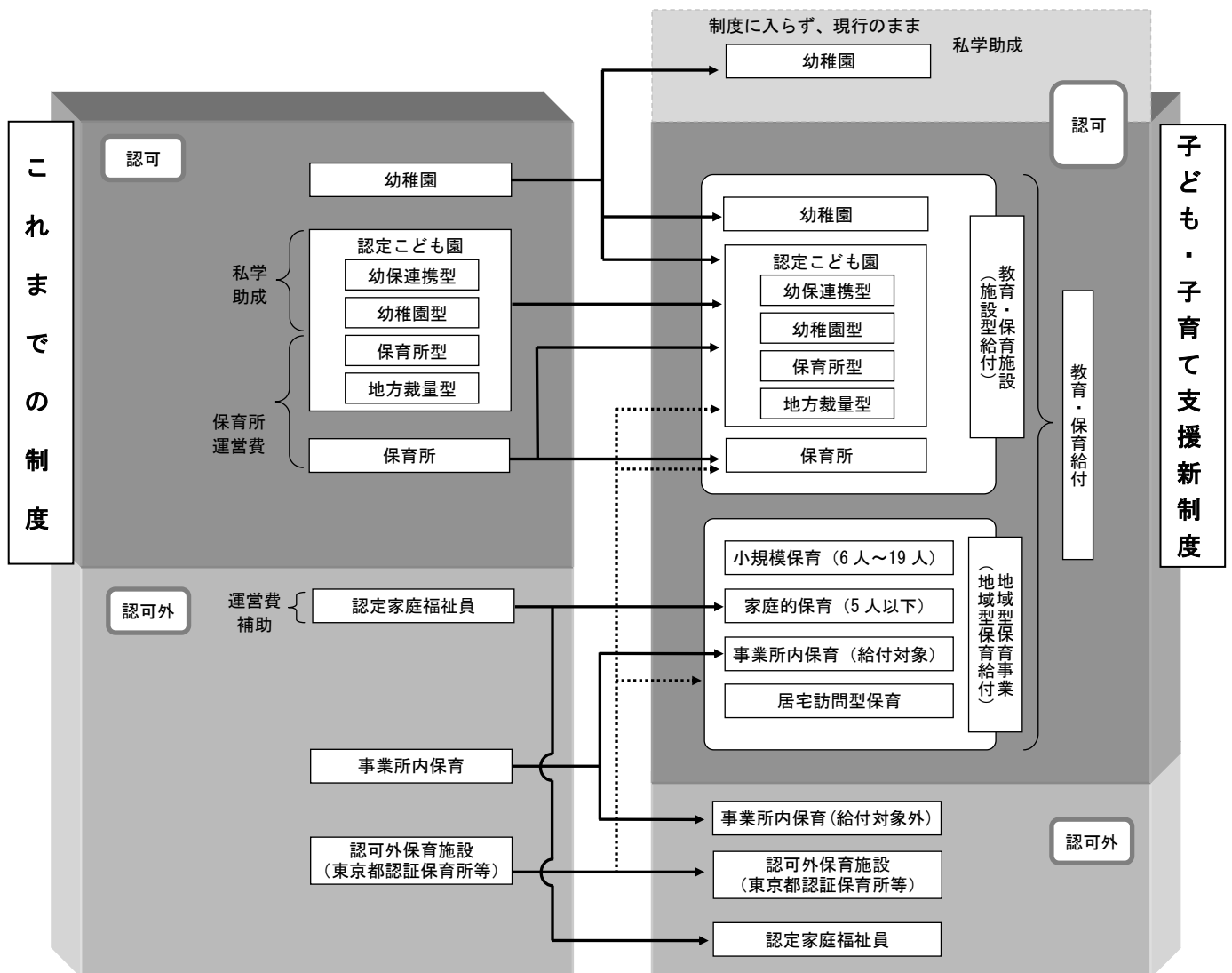
第4章 計画の策定

1 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 幼児期の教育・保育サービスの施設や事業の概要

子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援新制度では、認定こども園の普及が図られるほか、待機児童対策として地域型保育事業が新設されます。幼児期の教育・保育サービスの施設や事業の概要は、以下のとおりです。

■これまでの子育て支援制度と新制度での幼児期の教育・保育サービスの施設や事業の比較■



※幼稚園、家庭的保育、事業所内保育などは、これまでの制度のまま運営する施設があります。

(2) 子ども・子育て支援新制度利用のための認定区分

子ども・子育て支援新制度では、施設などの利用にあたり、市町村による認定を受ける必要があります。認定区分は次の3つとなります。

認定区分	対 象(就学前児童)	利用先
1号認定 教育標準時間認定	満3歳以上で、教育を希望する場合	認定こども園、幼稚園
2号認定 保育認定	満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	認定こども園、保育所
3号認定 保育認定	満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	認定こども園、保育所、地域型保育事業所

(3) 保育を必要とする事由等

保育を希望する場合の保育認定（2号認定、3号認定）に当たっては、次の3点を考慮することとなっています。

① 保育を必要とする事由

保育認定（2号認定、3号認定）を受けるためには、次のいずれかに該当することが必要です。

- 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障がい
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動（起業準備を含む）
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として市が認める場合

② 保育の必要量

就労を理由とする利用の場合、次のいずれかに区分されます。

必要量の区分	対 象
「保育標準時間」利用	フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）
「保育短時間」利用	パートタイム就労を想定した利用時間 （最長8時間・就労時間の下限は1か月あたり48時間）

③ 「優先利用」への該当の有無

ひとり親家庭、生活保護受給世帯、生計中心者の失業、子どもに障がいがある場合などには、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

(4) 地域子ども・子育て支援事業の概要

在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、市が実施する事業です。

事業名	内容
利用者支援事業	子育てを支援する教育・保育施設の利用や子育て支援についての情報を集約し、子どもや保護者からの相談に応じ、情報提供、助言を行い、必要に応じ関係機関と連絡調整等を行います。
地域子育て支援拠点事業 (子ども広場事業)	専門のスタッフが子育ての相談、子育て中の保護者の交流、乳幼児から中学生までの子どもの遊びの指導、地域の子育て情報の提供、講習会などを行っています。
妊婦健診	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、全ての妊婦が健康診査を受診できるように支援を行います。
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげるものです。
養育支援訪問事業 (のびのび子育て応援事業)	乳児家庭全戸訪問等により把握した養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保するものです。
子育て短期支援事業 (子どもショートステイ事業)	保護者の疾病・出産・冠婚葬祭への参加・仕事による出張などで家庭において保育ができない児童を一時的に市が指定する施設で養育します。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	地域住民が子どもを預かる事業です。育児の援助を行う方<提供会員>と育児の援助を受けたい方<利用会員>が会員となる相互援助活動です。
一時預かり	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園における在園児の預かり保育 ・理由を問わず、緊急・一時的に保育が必要な児童の保育園での預かり保育 ・ファミリー・サポート・センター事業
時間外保育事業 (延長保育事業)	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等において保育を実施する事業です。
病児・病後児保育事業	病気やけが、またはその回復期にある、生後6か月から就学前までのお子さんを一時的にお預かりして保育を行います。
放課後児童健全育成事業 (学童クラブ事業)	学校から帰宅しても、保護者が働いていたり、病気などの理由で、面倒をみられない小学生のため、放課後の一定の時間預かり、保護者にかわって集団的な保育を行います。

(5) その他の子ども・子育てに関する事業の概要

事業名	内容
児童館	遊びを通して子どもたちの健やかな成長を図り、情操を豊かにすることを目的とした施設です。
子育てふれあい広場	子育て中の親子（乳幼児）を対象にした相談・交流ができる広場です。
子育て交流広場	子ども家庭支援センターに常設された広場スペースです。子育て中の親子（乳幼児）を対象にした相談・交流ができます。
子育て・女性相談室	専門の相談員が、子育ての不安や女性の悩みごと（生き方、家族、職場の悩み、配偶者・交際相手からの暴力など）に応じます。
定期利用保育	就労等の理由で、家庭での保育ができない場合に、一定期間児童の保育を行います。
緊急一時保育	保護者の疾病・出産などにより家庭において保育できない児童を緊急かつ一時的に市立保育園で保育します。
要保護児童対策地域協議会	要保護児童の適切な保護または要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るため、児童福祉法に基づき設置しており、守秘義務が課されたなかで、関係機関の連携を図っています。

2 計画の策定(基本事項)

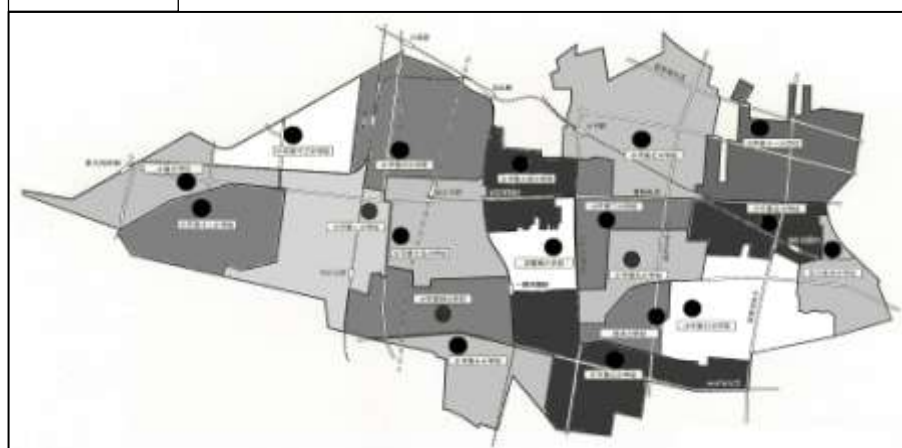
(1) 教育・保育提供区域

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件や現在の幼児期の教育・保育の利用状況、幼児期の教育・保育を提供するための施設の整備の状況、幼児期の学校教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案し、教育・保育については市全体を1区域とし、地域子ども・子育て支援事業については、学童クラブのみ小学校区とし、その他の事業は全域とします。

■教育・保育提供区域の状況■



小学校区



(2) 幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出

子どもの人口の推移、幼児期の教育・保育の利用状況及びニーズ調査等で把握した利用希望等を踏まえ、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の必要利用定員総数（量の見込み）を算出しました。

量の見込み

計画期間の平成27年度から31年度の各年度において、施設や事業を利用すると想定される人数や量（件数、回数）のことを指します。

(3) 幼児期の教育・保育にかかる量の見込み・確保方策・実施時期

幼児期の教育・保育の利用状況及びニーズ調査等で把握した利用希望等を踏まえ、均衡の取れた幼児期の教育・保育の提供が行えるよう、就学前児童数の推移、幼児期の教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数（量の見込み）を定めます。

① 1号認定【3～5歳教育標準時間認定：認定こども園・幼稚園】

3～5歳で保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分です。

■量の見込みと確保方策■

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	2,719人	2,751人	2,768人	2,774人	2,765人
②確保方策	3,141人	3,085人	3,030人	3,030人	3,030人
③過不足(②-①)	422人	334人	262人	256人	265人

② 2号認定【3～5歳保育認定：認定こども園・幼稚園・保育所】

3～5歳で保育の必要性がある認定区分です。

■量の見込みと確保方策■

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	2,123人	2,148人	2,162人	2,166人	2,161人
②確保方策	2,134人	2,223人	2,278人	2,278人	2,278人
③過不足(②-①)	11人	75人	116人	112人	117人

③ 3号認定【0～2歳保育認定：認定こども園・保育所・地域型保育事業所】

0歳児と1・2歳児の保育の必要性がある認定区分です。

0歳児

■量の見込みと確保方策■

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	383人	383人	384人	384人	383人
②確保方策	353人	377人	395人	395人	395人
③過不足(②-①)	-30人	-6人	11人	11人	12人

1・2歳児

■量の見込みと確保方策■

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1,542人	1,534人	1,537人	1,539人	1,540人
②確保方策	1,247人	1,400人	1,544人	1,544人	1,544人
③過不足(②-①)	-295人	-134人	7人	5人	4人

④ 幼児期の教育・保育の確保方策の今後の方向性

ニーズ調査の結果、1・2歳児の保育の量の見込みが特に多く、3歳児以上の保育のニーズは、現状から微増する程度ということが明らかになりました。

また0歳児については、1歳になった時に必ず利用できる事業があれば1歳になるまで育児休業の取得を希望する保護者が約9割となっており、供給量が充足していくことで、0歳児の保育ニーズは、次第に減少していくことが見込まれます。

3歳児からの教育に関する量の見込みは、現在の実施状況で量の見込みに対応できると考えており、今後も既存施設と連携しながら対応していきます。

国の進める「待機児童解消加速化プラン」では、目標年次として、平成29年度末までに、各年度の量の見込みに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを求めていることから、平成27年度から3年間で量の見込みに対応する整備を進める必要があります。

また、新制度が目指す基本的な方向性として、幼児期の教育・保育を一つにまとめるという「幼保一元化」の考え方が根底にあります。

これらのことから、1・2歳児から就学前までの教育・保育の量の見込みに対して、幼保連携型認定こども園、認可保育所の整備による確保、また新たに創設される0～2歳児を保育する小規模保育事業と家庭的保育事業による確保を平成29年度末までの3年間で整備することを目指します。

新しい制度が定着することによりニーズの変化が生じた場合は、それぞれの家庭が必要とする幼児期の教育・保育事業の確保方策を検討していきます。

(4) 地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み・確保方策・実施時期

① 利用者支援(新規)【区域:全域】

■事業概要■

子育てを支援する幼児期の教育・保育施設の利用や子育て支援についての情報を集約し、子どもや保護者からの相談に応じ、情報提供、助言を行い、必要に応じ関係機関と連絡調整等を行います。

■今後の方向性■

市役所に窓口を設け、実施していきます。

■確保方策■

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保方策(実施か所数)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

② 地域子育て支援拠点事業(子ども広場事業)【区域:全域】

■事業概要■

子育て支援の拠点として、子育て中の親子の交流や育児相談等を、地域の身近な場所で実施しています。地域センター(小川東町・大沼・天神・上水本町・中島)(月・水～土、10時～18時)、さわやか館(月・水～土、10時～17時)で実施しています。

■今後の方向性■

地域子育て支援拠点事業については、現在の実施状況で量の見込みに対応できると考えており、今後さらなる事業周知と利便性の向上を目指します。

■量の見込みと確保方策■

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		14,966人回	14,909人回	14,942人回	14,960人回	14,960人回
②確保方策	実施か所数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
	確保数	14,966人回	14,909人回	14,942人回	14,960人回	14,960人回
③過不足(②-①)		0人	0人	0人	0人	0人

③ 妊婦健康診査事業【区域:全域】

■事業概要■

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、全ての妊婦が健康診査を受診できるように支援を行います。妊娠届を提出した全妊婦に対して交付する妊婦健康診査受診票により、医療機関で指定の検査を受診できることから、受診率は高くなっていますが、未受診者をさらに減少させ、全ての妊婦が受診するように努めます。

■今後の方向性■

母子健康手帳とともに妊婦健康診査受診票を交付し、安心して妊娠・出産できる環境を整えるとともに、妊娠期からの一貫した健康管理を推進していきます。

■量の見込みと確保方策■

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,552 人	1,553 人	1,558 人	1,558 人	1,554 人
②確保方策	実施場所: 東京都内の各医療機関(各医師会と契約している医療機関及び、個別契約医療機関)、東京都外の医療機関及び助産所については、償還払いにて対応。				

④ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)【区域:全域】

■事業概要■

「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」は、平成 21 年 4 月から児童福祉法に位置づけられた形で実施されています。小平市では生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を対象に実施しています。安心して子育てができるよう、地域ぐるみの支援を推進するため、助産師や保健師が訪問し、継続支援が必要な家庭には、養育支援訪問事業につながるよう実施しています。

■今後の方向性■

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭の養育環境の全数把握に努めます。

■量の見込みと確保方策■

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,518 人	1,519 人	1,524 人	1,524 人	1,520 人
②確保方策	実施体制: 10 人 実施機関: 健康課(新生児訪問指導員、母子保健推進員委託)				

⑤ 養育支援訪問事業【区域:全域】

■事業概要■

乳児家庭全戸訪問等により把握した養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保するものです。

専門的相談支援は、健康課の保健師と子ども家庭支援センター職員が協力して実施しています。

育児・家庭支援については、子ども家庭支援センターが要支援家庭と判断した場合に、委託業者のヘルパーを派遣します。

■今後の方向性■

専門相談支援については、今後も保健医療等の関係機関と連携して迅速かつ的確な支援をしていきます。

育児・家事支援については、特定妊婦（望まない妊娠、若年の妊娠、精神疾患、支援者の不在など）を含む産前からの支援へ拡大させていきます。

■量の見込みと確保方策■

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	335 件	335 件	337 件	337 件	336 件
②確保方策	実施体制:117 人 実施機関:健康課、子ども家庭支援センター、委託業者				

⑥ 子育て短期支援事業(子どもショートステイ事業)【区域:全域】

■事業概要■

保護者の疾病その他の理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、子ども等を児童養護施設等で一時的に養育するものです。

3市(小平市、国分寺市、東村山市)で共同して費用を負担することで体制を整えており、1日4人までの受入れが可能です。市内に居住する2歳から中学3年生までの子どもを対象とし、1回の利用期間は原則として7日以内です。利用期間中は、通園通学送迎サービスも行っており、年間延べ100人日前後の利用があります。利用者の有無にかかわらず、いつでも受入れ可能な体制を確保していく必要があります。

■今後の方向性■

子育て短期支援事業については、現在の実施状況で量の見込みに対応できると考えております。今後さらなる事業周知を目指します。

■量の見込みと確保方策■

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		164人日	164人日	166人日	166人日	166人日
②確保方策	実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	開所日数	361日	362日	361日	361日	361日
	確保数	361日	362日	361日	361日	361日
③過不足(②-①)		197人	198人	195人	195人	195人

⑦ ファミリー・サポート・センター事業(就学児の放課後の利用部分のみ)【区域:全域】

■事業概要■

小平元気村おがわ東にセンターを置き、市内居住で生後 57 日から小学 6 年生までの子の保護者で、育児の援助を受けたい人(利用会員)と育児の援助を行いたい人(提供会員)を結び、地域の子育てを支援しています。

■今後の方向性■

提供会員は毎年 30 名程度会員数を増やしており、今後も提供会員募集の PR 活動を行い、利用者のニーズに応えられるよう努めます。

■量の見込みと確保方策■

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		1,740 人日	1,800 人日	1,849 人日	1,864 人日	1,897 人日
②確保方策	提供会員数	415 人	445 人	475 人	505 人	535 人
	実施日数(平均)	4 日	4 日	4 日	4 日	4 日
	確保数	1,660 人日	1,780 人日	1,990 人日	2,020 人日	2,140 人日
③過不足(②-①)		-80 人日	-20 人日	51 人日	156 人日	243 人日

⑧ 一時預かり【区域：全域】

幼稚園における預かり保育

■事業概要■

幼稚園の在園児を対象に、幼稚園における通常の教育時間外に幼稚園内で園児を保育する事業です。認定こども園での長時間利用、小平市アットホーム事業とその他の預かり保育事業を含めて認定こども園と幼稚園の全 15 園で実施しています。

認定こども園、アットホーム事業実施園では、午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分の時間帯で園児の保育を行っており、夏休み等の長期休業中も実施しています。

■今後の方向性■

認定こども園と幼稚園での一時預かり事業については、現在の実施状況で量の見込みに対応できると考えており、今後も既存施設と連携しながら対応していきます。

■量の見込みと確保方策■

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1号認定 (幼稚園の預かり保育)	39,537 人日	39,925 人日	40,190 人日	40,285 人日	40,141 人日
	2号認定(定期的な利用)	107,497 人	10,8743 人	109,464 人	109,723 人	109,330 人
	合計	147,034 人	148,668 人	149,654 人	150,008 人	149,471 人
②確保方策	認定こども園・幼稚園	15 か所	15 か所	15 か所	15 か所	15 か所
	定員	685 人	685 人	685 人	685 人	685 人
	実施日数(平均)	231 日	231 日	231 日	231 日	231 日
	確保数	158,235 人日	158,235 人日	158,235 人日	158,235 人日	158,235 人日
③過不足(②-①)		11,201 人日	9,567 人日	8,581 人日	8,227 人日	8,764 人日

幼稚園在園児以外の預かり保育

■事業概要■

一時預かり

仕事や通院、入院などで保育できない場合や、育児の負担をリフレッシュしたい場合に、保育園で一時的に子どもを預かる事業です。

緊急一時保育

保護者の疾病・出産などにより家庭において保育ができない子どもを、緊急かつ一時的に市立保育園で保育する事業です。

ファミリー・サポート・センターによる一時預かり

子どもの保育ができないときに、保護者に代わって短時間の保育サービスを行う住民相互の子育て援助活動です。

■今後の方向性■

ニーズ調査の結果、一時預かり事業への量の見込みは、現在の供給量を超えており、さらなる供給量の確保が必要であることが明らかになりました。

認可保育園での一時預かり事業、公立保育園での緊急一時保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を含めた確保方策を図り、保育園での一時預かり事業として定員5名の施設をさらに2か所程度増設することにより、量の見込みに対応する供給量の確保を目指します。

■量の見込みと確保方策■

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
①量の見込み		17,555 人日	17,488 人日	17,520 人日	17,547 人日	17,547 人日	
②確保方策	保育園一時保育	8 か所		9 か所		9 か所	
	定員×開設日数	40 人	244 日	45 人	244 日	45 人	245 日
	確保数	9,760 人日		10,980 人日		11,025 人日	
	緊急一時預かり	10 か所		9 か所		9 か所	
	定員×開設日数	10 人	295 日	9 人	294 日	9 人	293 日
	確保数	2,950 人日		2,646 人日		2,637 人日	
	ファミリー・サポート・センター (提供会員数)	415 人		445 人		505 人	
	実施日数(平均)	9 日		9 日		9 日	
	確保数	3,735 人日		4,005 人日		4,545 人日	
	合計確保数	16,445 人日		17,631 人日		18,162 人日	
③過不足(②-①)		-1110 人日		143 人日		426 人日	
		615 人日		948 人日			

⑨ 延長保育事業【区域:全域】

■事業概要■

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等において保育を実施する事業です。公立、私立を含めたすべての認可保育園で延長保育を実施しています。

公立保育園では1歳児クラスからで、時間は午後7時まで、私立保育園では各園によって異なりますが、生後57日もしくは満1歳から、午後7時まで、午後8時まで、午後8時30分までと各園の設定によります。

■今後の方向性■

延長保育事業については、現在の実施状況で量の見込みに対応できると考えておりますが、今後新設される保育施設とも連携しながら対応していきます。

■量の見込みと確保方策■

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		1,792人	1,800人	1,807人	1,810人	1,807人
②確保方策	認可保育所	31か所	30か所	30か所	30か所	30か所
	定員	2,613人	2,601人	2,601人	2,601人	2,601人
	認証保育所	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
	定員	282人	282人	282人	282人	282人
	定員(合計)	2,895人	2,883人	2,883人	2,883人	2,883人
③過不足(②-①)		1,103人	1,083人	1,076人	1,073人	1,076人

⑩ 病児・病後児保育事業【区域：全域】

■事業概要■

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設などで保育士・看護師等が一時的に預かる事業です。

病児・病後児保育事業は、「病児・病後児保育室あいびー」と「たんぼぼ病児保育室」の2か所で、一日の合計定員10名により実施しています。

病児・病後児保育室あいびーが、病児保育を平成26年8月から開始したことにより、市内の東西両地区で病児・病後児保育事業が実施できることとなり、利便性の向上を図ることができました。

■今後の方向性■

病児・病後児保育事業については、現在の実施状況で量の見込みに対応できると考えており、今後も既存施設と連携しながら対応していき、さらなる事業周知と利便性の向上を図ります。

■量の見込みと確保方策■

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		2,212人日	2,222人日	2,231人日	2,234人日	2,231人日
②確保方策	実施か所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	確保数	2,440人日	2,428人日	2,456人日	2,440人日	2,456人日
③過不足(②-①)		228人	206人	225人	206人	225人

⑪ 学童クラブ事業【区域:19 区域(小学校区)】

■事業概要■

就労等の理由により、保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後に小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

小学1年生から3年生（心身に障がいのある児童については、6年生まで。）を対象として行っています。

■今後の方向性■

学童クラブの設置における提供区域については、小学校区ごとに設置していきます。

低学年（1～3年生）については、ニーズ調査を踏まえて量の見込みを算出し、それに基づき学童クラブの設置か所数を見込んでいますが、実際には、これまでどおり「学童クラブの設置に関する考え方について」※のとおり設置していきます。

よって、設置する年度や場所については、毎年の学童クラブの入会状況に応じて、計画の見直しを行い、各小学校の実情をよく考慮し、教育委員会と十分な調整を図ることにより決定します。

高学年（4～6年生）については、特別支援学級に在籍している児童等をこれまでと同様に学童クラブでの受入れをします。その他の高学年の児童は、移動できる範囲が低学年と比べて広いこともあり、友達同士での遊び、塾や習い事、子ども広場や児童館での遊び、教育委員会が全19校で実施している放課後子ども教室等が、放課後の居場所として活用できるものと考えています。

■量の見込みと確保方策■

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	低学年	1,284 人	1,323 人	1,351 人	1,378 人	1,396 人
②確保方策	学童クラブ	28 か所	30 か所	31 か所	32 か所	33 か所
	定員	1,220 人	1,300 人	1,340 人	1,380 人	1,420 人
③過不足 (②-①)		-64 人	-23 人	-11 人	2 人	24 人
①量の見込み	高学年	64 人	65 人	64 人	66 人	68 人
②確保方策	子ども広場、 児童館、放課 後子ども教室 等	64 人	65 人	64 人	66 人	68 人
③過不足 (②-①)		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※ 学童クラブの設置に関する考え方について（平成17年5月18日厚生委員会請願第33号関係資料1）

この考え方は、定員 40 名の場合、「年度当初の入会児童数が 60 人を超える場合には、臨時職員の加配による弾力的な受入れ、及び、隣接する学童クラブでの受入れの平準化を実施する。60 人を超える状況が継続する場合には、4 月以降の入会児童数の推移と翌年度の入会児童数の調査、全体の入会児童数の予測を見極めた上で、新設学童クラブの検討・開設準備を行う。開設については、開設場所、市の財政状況、国・都のこの事業に関する対応状況等を勘案の上実施」するものであり、小平市議会平成 17 年 6 月定例会において採択されています。

(5) 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

幼児期の教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育園の施設面での一体化や保護者の就労支援の観点のみならず、幼児期の教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう幼児期の教育・保育の質の向上（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

具体的には、幼児期の教育・保育の質の向上に資するものとして、幼稚園教諭と保育士が情報交換し、技能を共有できる場としての研修の実施を進めていきます。また、施設整備としては、1～2歳児の保育ニーズが高いことを踏まえて、現行の施設から認定こども園への移行に向けての取組みを進めていきます。

また、今後、新制度の施行に伴い、様々な教育・保育施設や地域型保育事業が整備されていくと思われませんが、それら施設間の連携を図るため、情報を共有する場面を設けていきます。

幼児期の教育・保育は、人格形成の基礎を培う極めて重要なものです。子どもの最善の利益を第一に考えながら、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、幼児期の教育・保育のための施設や地域の子育て支援の事業等に関する情報提供や子どもや保護者から相談に応じる仕組みづくりに努めるとともに、必要な情報提供や関係機関との連絡調整を行うことで、幼児期の教育・保育の一体的な運営の推進に努めていきます。

【具体的な取組】

- ①幼稚園教諭と保育士の合同研修の実施
- ②教育・保育施設及び地域型保育事業者等関係者の連絡会の充実
- ③利用者への情報提供と関係機関との連絡調整を実施する窓口の開設

3 計画の策定(その他の事項)

(1) 子ども虐待防止対策の充実

子どもや家庭をめぐる問題の複雑化に伴い、孤立や貧困など様々な要因から子どもの虐待は発生しています。虐待防止は発生予防から始まり、早期発見、早期対応が求められています。健康診査や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて子育て家庭が孤立しないような環境を整備し、そこで把握した養育支援が必要な家庭には適切な支援につなげると同時に、関係機関との連携を図ることが必要です。そこで、小平市要保護児童対策地域協議会を設置し、児童相談所と市町村間の連携はもちろんのこと、福祉、保健、医療機関、教育、司法など多方面の連携・協力を図っていますが、より強力なものとなるよう努めていきます。また、児童養護施設等で過ごす子どもに関しても、健やかに成長できるよう関係機関の理解と協力を得るとともに広報や啓発に努めることが大切です。

【具体的な取組】

- ①関係機関との連携強化
- ②早期発見・未然防止への対応
- ③相談援助体制の機能強化
- ④社会的養護施策との連携

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は子育てや就労において困難な状況になることが多く見受けられます。子育て・生活上の問題や就労の相談支援だけでなく、経済的な支援等と合わせて総合的な自立支援を推進します。

【具体的な取組】

- ①相談窓口の充実
- ②就労支援と経済的自立の支援

関連する計画：小平アクティブプラン2 1

(3) 障がい児施策の充実等

障がい児施策の充実においては、保健、医療、教育等の各種施策との連携を円滑にし、障がい児やその家族が地域で安心して生活できるような取組みを充実させます。幼稚園、保育所、学童クラブ等での障がい児の受入れを推進し、また保護者を含む関係者は、共通理解を持って支援が行えるように努めます。障がい児支援の提供体制を確保するため、障害児通所支援等の必要量については、障害福祉計画において見込みます。

【具体的な取組】

- ①早期発見、早期対応のための相談支援
- ②教育・発達支援の充実
- ③各種施策・関係機関との円滑な連携の強化
- ④障がいに対する理解促進・啓発

関連する計画：小平市第三期地域保健福祉計画、小平市障がい者福祉計画、小平市障害福祉計画、小平市特別支援教育総合推進計画

(4) 仕事と家庭の両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

夫婦共働き世帯の増加や男性の子育て参加等により、職場には男女がともに働きやすく、仕事と子育てが両立できるような環境が求められています。育児休業等の制度の周知やワーク・ライフ・バランスの啓発を行うことが必要です。

【具体的な取組】

- ①ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発
- ②育児休業等制度の周知
- ③働きやすい職場環境の整備
- ④男性の地域活動等への参加の促進

関連する計画：小平アクティブプラン 2 1

(5) 放課後子ども総合プランに基づく取組み等

いわゆる「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての子どもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ（学童クラブ）及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることを目的に、国において「放課後子ども総合プラン」が策定されました。この「放課後子ども総合プラン」に基づき、引き続き学童クラブと放課後子ども教室の連携を推進します。

■事業概要■

「放課後子ども総合プラン」における「一体型の学童クラブ及び放課後子ども教室」とは、同一の小中学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の子どもを含めたすべての子どもが放課後子ども教室の活動プログラムに参加できることをいいます。

小平市では、平成26年度に、小学校19校全校区で放課後子ども教室の整備を達成しており、全校区とも、学校内で学童クラブ及び放課後子ども教室が実施されています。

放課後子ども教室には、学童クラブ入会児童も自由に登録・参加することができ、多くの子どもが参加して、多様な活動のプログラムを体験しています。

《25年度実績》

放課後子ども教室 1～3年生 参加児童 延人数 44,856人

このうち、学童クラブ入会児童 延人数 11,245人

（平成25年度時点で放課後子ども教室を実施していた小学校18校区の合計値）

■今後の方向性■

今後とも、共働き家庭等の子どもを含めたすべての子どもが、放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、多様な体験・活動を楽しむことができるよう、それぞれの事業の活動スタッフの連絡会議等に両事業の所管課が相互に参加するなど情報共有・情報交換を行い、学童クラブ指導員と放課後子ども教室コーディネーターの連携の強化・促進に努めます。

学童クラブと放課後子ども教室の両事業に参加が容易となるような環境整備として、共通の傷害保険・賠償責任保険に加入することにより、けがや事故など不測の事態に柔軟に対応できるよう備えており、今後ともこの取組みを継続します。

市内全小学校において、体育館準備室等の学校施設を活用して、学童クラブ及び放課後子ども教室を実施しており、今後ともこの取組みを継続します。

■一体型の目標事業量と確保方策■

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①目標事業量	19校区	19校区	19校区	19校区	19校区

平成26年度に市内19小学校区すべてに、放課後子ども教室を整備完了済み。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

子ども・子育て支援事業は、多岐の分野にわたることから、子育てや働き方、ワーク・ライフ・バランス等に関する意識啓発に努めます。また、市の関連部署の連携による機能強化を図り、一体的な子育て支援を推進します。

2 計画の管理

- ① 毎年度、計画の実施状況について取りまとめ、小平市子ども・子育て審議会に報告し、点検・評価を行います。
- ② 取りまとめた結果は、ホームページ等で公表します。
- ③ 「量の見込み」「確保方策」について、必要がある場合は計画の見直しを行います。
- ④ 計画を効果的かつ実効性のあるものとするために、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを確立し、管理していきます。

